

## ○北海道税条例施行規則

北海道税条例施行規則（昭和25年北海道規則第206号）を次のように改正する。  
北海道税条例施行規則

### 目次

#### 第1章 総則

- 第1節 通則（第1条－第5条）
- 第2節 賦課徴収（第6条－第28条の3）
- 第3節 違反及び犯則取締（第29条－第33条）

#### 第2章 普通税

- 第1節 道民税（第34条－第40条の5）
- 第2節 事業税（第41条－第42条）
- 第3節 不動産取得税（第43条－第49条の7）
- 第4節 道たばこ税（第49条の8－第49条の10）
- 第5節 ゴルフ場利用税（第50条－第57条の3）
- 第6節 自動車取得税（第58条－第58条の12）
- 第6節の2 軽油引取税（第59条－第66条の4）
- 第7節 自動車税（第67条－第68条の7）
- 第8節 鉦区税（第69条・第69条の2）
- 第9節 道固定資産税（第70条・第70条の2）

#### 第3章 削除

#### 第4章 電子計算機を使用して作成する道税関係帳簿の保存方法等の特例 （第84条－第90条）

#### 附則

**注 平成31年10月1日から施行**

### 目次

#### 第1章 総則

- 第1節～第4節 略
- 第5節 ゴルフ場利用税（第50条－第58条）
- 第6節 軽油引取税（第59条－第66条の4）
- 第7節 自動車税（第66条の5－第68条の7）
- 第8節及び第9節 略
- 第3章及び第4章 略

#### 第1章 総則

##### 第1節 通則

#### （用語）

**第1条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。
- (2) 政令 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）をいう。
- (3) 総務省令 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）をいう。
- (4) 条例 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）をいう。
- (5) 総合振興局等 条例第8条に規定する課税地を所管する総合振興局、振興局及び札幌道税事務所をいう。
- (6) 総合振興局長等 総合振興局等の長をいう。
- (7) 徴収金 道税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

#### （道税に係る申告書等の提出）

**第2条** 道税（第6条第1項ただし書に規定する道税を除く。）についての申告書、申請書その他の書類は、総合振興局長等に提出するものとする。

#### （徴税吏員）

**第3条** 総合振興局長等、総合振興局及び振興局の副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）、札幌道税事務所の部長並びに道税の賦課徴収に関する事務を主管する本庁及び総合振興局等の課（総合振興局道税事務所を含む。）の職員（臨時又は非常勤の職を除く。）は、道税の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査並びに滞納処分に係る職務を行う徴税吏員とする。

#### （犯則事件の調査を行う徴税吏員）

**第3条の2** 道税に関する犯則事件の調査を行う徴税吏員は、前条の徴税吏員のうちから、本庁にあっては知事が、総合振興局等にあっては総合振興局長等が指定する。

2 前項の規定によって指定された徴税吏員（以下「検税吏員」という。）のうち、本庁の検税吏員にあっては国税犯則取締法（明治33年法律第67号）に規定する国税局収税官吏の職務を、総合振興局等の検税吏員にあっては同法に規定する税務署収税官吏の職務をそれぞれ行うものとする。

注 平成30年4月1日から施行

#### （犯則事件の調査及び処分に係る職務を行う徴税吏員）

**第3条の2** 道税に関する犯則事件の調査及び処分に係る職務を行う徴税吏員は、前条の徴税吏員のうちから、本庁にあっては知事が、総合振興局等にあっては総合振興局長等が指定する。

#### （徴税吏員の証票）

**第4条** 条例第4条に規定する道税の賦課徴収に関する調査のため質問又は検査を行う徴税吏員の身分を証明する証票は別記第1号様式、徴収金に関する財産差押を行う徴税吏員の身分を証明する証票は別記第1号様式の2、検税吏員の身分を証明する証票は別記第1号様式の3とする。

2 徴税吏員の身分を証明する証票は、本庁の徴税吏員にあっては知事が、総合振興局等の徴税吏員にあっては総合振興局長等が交付するものとする。

- 3 徴税吏員は、証票を亡失したときは、直ちに知事又は総合振興局長等に届け出なければならない。
- 4 徴税吏員は、その身分を失ったときは、直ちに証票を知事又は総合振興局長等に返還しなければならない。

**注 平成30年4月1日から施行**

**(徴税吏員の証票)**

**第4条** 条例第4条に規定する道税の賦課徴収に関する調査のため質問又は検査を行う徴税吏員の身分を証明する証票は別記第1号様式、徴収金に関する財産差押を行う徴税吏員の身分を証明する証票は別記第1号様式の2、検税吏員（前条の規定により指定された徴税吏員をいう。第31条において同じ。）の身分を証明する証票は別記第1号様式の3とする。

2～4 略

**(納税管理人)**

**第4条の2** 条例第5条第1項の規定による納税管理人の承認（第6条第1項ただし書に規定する道税（地方消費税を除く。次項、第4項及び第5項において同じ。）に係るものを除く。）は、総合振興局長等が行うものとする。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 条例第5条第1項の規定により申告又は申請しようとする者は、別記第1号様式の3の2の申告書又は申請書を総合振興局長等（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものにあつては、知事）に提出しなければならない。

3 知事又は総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、承認又は不承認の決定をし、その旨を申請した者に通知しなければならない。

4 条例第5条第4項の認定（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。）は、総合振興局長等が行うものとする。

5 条例第5条第4項の認定を受けようとする者は、別記第1号様式の3の3の申請書を総合振興局長等（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものにあつては、知事）に提出しなければならない。

6 知事又は総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、認定するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**(道税に係る審査請求の文書)**

**第5条** 道税に係る審査請求の文書は、別記第1号様式の4によるものとする。

**第2節 賦課徴収**

**(徴収金の賦課徴収の委任等)**

**第6条** 徴収金の賦課徴収は、総合振興局長等が行うものとする。ただし、地方消費税（貨物割に限る。）及び道固定資産税に係るものについては、この限りでない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、道税の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査並びに滞納処分に係る事務を本庁並びに第1条第5号に

規定する総合振興局等以外の総合振興局、振興局及び札幌道税事務所の徴税吏員に行わせることができる。

- 3 知事は、前項の規定により当該事務の執行を命じたときは、別記第1号様式の4の2の道税事務執行命令書を当該徴税吏員に交付するものとする。
- 4 第2項の規定により当該事務の執行を命ぜられた徴税吏員は、当該事務の執行を行う場合においては、前項の道税事務執行命令書を携帯しなければならない。
- 5 法第20条の4の規定により知事が徴収の嘱託を受けた他の地方団体に係る地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下この項において「他の地方団体の徴収金」という。）の徴収については、当該他の地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所（以下「住所等」という。）又はその者の財産の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長が行うものとする。

#### （納税地等の変更の通知）

**第7条** 総合振興局長等は、道税（前条第1項ただし書に規定する道税を除く。）を課すべき物件の定置場又は事務所若しくは事業所の変更であつて、第1条第5号に規定する総合振興局等以外の総合振興局、振興局又は札幌道税事務所に関係があるものについては、速やかにその旨を当該総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長に通知しなければならない。

#### （道税に係る調査）

**第8条** 徴税吏員は、道税の賦課徴収に関する調査をした場合においては、別記第1号様式の5による道税調査結果表を遅滞なく知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

#### （検査済証の交付）

**第9条** 徴税吏員は、道税の賦課徴収に関し、帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査したときは、検査の年月日、氏名及び検査事項を記載した検査済証を検査を受けた者に交付しなければならない。この場合において、当該事項を帳簿書類の余白に記載して、検査済証の交付に代えることができる。

#### （定期に課する道税の納期変更）

**第10条** 総合振興局長等は、定期に課する道税（第6条第1項ただし書に規定する道税を除く。以下この節において同じ。）の納期を変更することができる。ただし、納期限の繰り下げについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

#### （随時に課する道税の納期限）

**第11条** 随時に課する道税の納期限は、総合振興局長等が定める。

- 2 前項の納期限は、納税通知書を発する日から20日以内において定めなければならない。ただし、特別の事情があると認める場合又は納期限を2回に定めた場合の2回目の納期限

は、この限りでない。

#### (相続人の代表者の指定等)

**第12条** 法第9条の2第1項後段の規定による代表者の指定の届出は、別記第2号様式によりしなければならない。代表者を変更したときも、また同様とする。

2 法第9条の2第2項前段の規定による代表者の指定(第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。)は、総合振興局長等が行うものとする。

3 法第9条の2第2項後段の規定による代表者の指定の通知は、別記第2号様式の2によってするものとする。

#### (第2次納税義務者に対する通知)

**第12条の2** 法第11条第1項の規定による納付又は納入の通知書は、別記第2号様式の3によるものとする。

2 法第11条第2項の規定による納付又は納入の催告書は、別記第2号様式の4によるものとする。

#### (滞納処分費の納付の告知)

**第12条の2の2** 法第13条第2項の規定による納付の告知は、別記第2号様式の4の2によってするものとする。

#### (繰上徴収)

**第12条の3** 法第13条の2第3項の規定による繰上徴収の告知は、法第13条の規定による納付又は納入の告知の文書にその旨を付記して行うものとする。ただし、既に納付又は納入の告知をしている場合及び納付又は納入の告知をすることを要しない場合には、別記第2号様式の5の納期限変更告知書により行うものとする。

#### (強制換価の場合の道たばこ税等の徴収)

**第12条の4** 法第13条の3第2項の規定による通知は、別記第2号様式の6によってするものとする。

#### (不動産工事の先取特権に関する増加額の評価)

**第13条** 政令第6条の5第1項の規定による評価(第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。)及びその委託は、総合振興局長等が行うものとする。

#### (担保権付財産が譲渡された場合の道税の徴収)

**第13条の2** 法第14条の16第3項の規定による質権又は抵当権の実行(第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。)は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第14条の16第4項の規定による通知は、別記第3号様式によってするものとする。

#### (譲渡担保権者に対する通知)

**第13条の3** 法第14条の18第2項及び第5項後段の規定による譲渡担保権者に対する告知は別記第3号様式の2により、納税者又は特別徴収義務者に対する通知は別記第3号様式の3によってするものとする。

(徴収猶予の手続)

- 第14条** 法第15条第1項、第2項若しくは第4項の規定による徴収猶予若しくはその期間の延長の申請をする者、法第144条の29第1項の規定による徴収猶予の申請をする者又は条例第42条第1項、第5項（第7項において準用する場合を含む。）若しくは第6項の規定による徴収猶予若しくはその期間の延長の申請をする者は、別記第4号様式による申請書を提出しなければならない。
- 2 法第15条の2第7項の規定による申請書を提出した者に対する通知は、別記第4号様式の2によってするものとする。
- 3 法第15条の2の2（法第73条の25第3項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第125条第5項並びに第144条の29第2項並びに条例第36条の2第3項、第36条の3第3項、第42条第12項、第42条の2第3項、及び第42条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の承認若しくは不承認の通知又は期間延長の承認若しくは不承認の通知は、別記第4号様式の2の2によってするものとする。

注 平成30年1月1日から施行

(徴収猶予の手続)

**第14条** 略

2 略

- 3 法第15条の2の2（法第73条の25第3項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第125条第5項並びに第144条の29第2項並びに条例第36条の2第3項、第36条の3第3項、第42条第12項、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第43条の4の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の承認若しくは不承認の通知又は期間延長の承認若しくは不承認の通知は、別記第4号様式の2の2によってするものとする。

注 平成31年10月1日から施行

(徴収猶予の手続)

**第14条** 略

2 略

- 3 法第15条の2の2（法第73条の25第3項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第144条の29第2項並びに第164条第5項並びに条例第36条の2第3項、第36条の3第3項、第42条第12項、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第43条の4の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による徴収猶予の承認若しくは不承認の通知又は期間延長の承認若しくは不承認の通知は、別記第4号様式の2の2によってするものとする。

(差押解除の申請書)

- 第14条の2** 法第15条の2の3第2項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)

の規定により差押えの解除を申請しようとする者は、別記第4号様式の3によりしなければならない。

**(徴収猶予の取消し等の通知)**

**第14条の3** 法第15条の3第3項（法第73条の26第2項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第125条第5項並びに第144条の29第2項並びに条例第36条の2第4項、第36条の3第4項、第42条第12項、第42条の2第4項及び第42条の3第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第42条第8項及び第9項の規定による徴収の猶予の取消しの通知は、別記第4号様式の4によってするものとする。

2 政令第9条の9の4第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知、政令第9条の9の5第1項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知、政令第32条の2第2項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知又は政令第32条の3第2項の規定による同項各号に掲げる場合に該当する旨の通知は、別記第4号様式の4の2によってするものとする。

**注 平成30年1月1日から施行**

**(徴収猶予の取消し等の通知)**

**第14条の3** 法第15条の3第3項（法第73条の26第2項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第125条第5項並びに第144条の29第2項並びに条例第36条の3第4項、第42条第12項、第42条の2第4項、第42条の3第4項及び第43条の4の2第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第42条第8項及び第9項の規定による徴収の猶予の取消しの通知は、別記第4号様式の4によってするものとする。

2 略

**注 平成31年10月1日から施行**

**(徴収猶予の取消し等の通知)**

**第14条の3** 法第15条の3第3項（法第73条の26第2項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第144条の29第2項並びに第164条第5項並びに条例第36条の3第4項、第42条第12項、第42条の2第4項、第42条の3第4項及び第43条の4の2第4項において準用する場合を含む。）並びに条例第42条第8項及び第9項の規定による徴収の猶予の取消しの通知は、別記第4号様式の4によってするものとする。

2 略

**(換価の猶予等の通知)**

**第14条の4** 第14条第1項の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予の申請をする者又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期

間の延長の申請をする者について準用する。

- 2 第14条第2項の規定は、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による申請書を提出した者に対する通知について準用する。
- 3 第14条第3項の規定は、法第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項及び法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2の規定による換価の猶予の通知について準用する。
- 4 前条の規定は、法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項の規定による換価の猶予の取消の通知について準用する。

#### (滞納処分の停止の通知)

**第14条の5** 法第15条の7第2項の規定による滞納処分の停止の通知は、別記第4号様式の5によってするものとする。

#### (滞納処分の停止の場合の納付納入義務の消滅)

**第14条の6** 法第15条の7第5項の規定による納付又は納入の義務の消滅（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。）の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 知事又は総合振興局長等は、法第15条の7第5項の規定により納付又は納入の義務の消滅の決定をした場合は、その旨を滞納者に対して別記第4号様式の6によって通知するものとする。

#### (滞納処分の停止の取消の通知)

**第14条の7** 法第15条の8第2項の規定による滞納処分の停止の取消の通知は、別記第4号様式の7によってするものとする。

#### (担保提供書等)

**第14条の8** 法第16条第1項の規定により担保を提供する者は、別記第4号様式の8の担保提供書を提出しなければならない。

2 知事又は総合振興局長等は、法第16条第1項の規定により提供を受けた担保を解除する場合には、その旨を納税者又は特別徴収義務者に対して別記第4号様式の8の2によって通知するものとする。

#### (保証書)

**第14条の9** 政令第6条の10第4項の規定による保証人の保証を証する文書は、別記第4号様式の9によるものとする。

#### (納付又は納入の委託を受ける有価証券)

**第15条** 法第16条の2第1項前段（法第144条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定による知事が定める有価証券は、次に掲げる小切手、約束手形又は為替手形で、その券面金額が納付又は納入委託の目的である徴収金の合計額を超えない額のものとする。

(1) 徴税吏員が委託を受けた有価証券を再委託する当該金融機関（以下「再委託金融機関」という。）が加入している手形交換所に加入している金融機関（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託金融機関と交換決済をしようとする金融機関を含む。以下この条において「所在地の金融機関」という。）を支払人とし、再委託金融機関の名称（店舗名を



含む。)を記載した特定線引の小切手であって、振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは知事又は総合振興局長等を受取人とする記名式のものと及び振出人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは知事又は総合振興局長等にあて裏書をしたもの

- (2) 所在地の金融機関を支払場所とする約束手形又は為替手形であって、約束手形にあつては振出人、為替手形(自己あてのものに限る。)にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は総合振興局長等を受取人とし、かつ、指図禁止の文言の記載のあるものと及び約束手形にあつては振出人、為替手形(引受けのあるものに限る。)にあつては支払人が納付又は納入の委託をする者以外の者であるときは知事又は総合振興局長等にあて裏書をしたもの
- (3) 所在地の金融機関以外の金融機関を支払人又は支払場所とする前2号に掲げる小切手、約束手形又は為替手形であって、その取立てが特に確実と認められ、かつ、再委託金融機関を通じて取り立てることができるもの

#### (保全担保の提供命令等)

**第15条の2** 法第16条の3の規定による担保の提供命令その他の処分は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 総合振興局長等は、法第16条の3第1項の規定により担保の提供を命じようとするときは、別記第5号様式の保全担保提供命令書を発しなければならない。
- 3 総合振興局長等は、法第16条の3第4項の規定により抵当権を設定しようとするときは、別記第5号様式の2の保全担保不提供による抵当権設定通知書を発しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、法第16条の3第8項又は第9項の規定により担保を解除したときは、別記第5号様式の3の保全担保解除通知書を発しなければならない。

#### (保全差押)

**第15条の3** 法第16条の4第1項、第2項、第9項及び第10項の規定による保全差押金額の決定等に係る事項(第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。)は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 法第16条の4第2項の規定による保全差押金額の通知は、別記第5号様式の4によってするものとする。

#### (保証人に対する通知)

**第15条の4** 法第16条の5第4項の規定による納付又は納入の通知書は別記第2号様式の3、納付又は納入の催告書は別記第2号様式の4によるものとする。

#### (過誤納金の取扱)

**第16条** 法第17条又は第17条の2第1項若しくは第2項の規定による過誤納金の還付又は充当(第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。)は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 法第17条又は第17条の2第1項若しくは第2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により当該納税者又は特別徴収義務者に通知するものとする。
- 3 前項の規定は、政令第6条の13第2項の規定による還付又は充当の通知について準用す

る。

#### (書類送達の記録)

**第16条の2** 法第20条第5項の規定による書類の送達に関する確認の記録は、別記第6号様式の2の書類送達記録簿によるものとする。ただし、当該書類の送達が他の帳簿等の記録によって確認される場合は、この限りでない。

#### (公示送達)

**第16条の3** 条例第19条の規定による掲示は、別記第6号様式の3によるものとする。

2 条例第19条ただし書の規定による知事の指定する道税事務を所掌する機関の掲示場は、総合振興局道税事務所の掲示場とする。

3 前項の掲示場に掲示する場合における掲示の範囲は、課税地又は納税者若しくは特別徴収義務者の住所等がそれぞれ当該総合振興局地域政策部道税事務所の担当区域に係るものとする。

#### (債権者の代位及び詐害行為の取消し)

**第16条の4** 法第20条の7において準用する民法（明治29年法律第89号）第423条又は第424条の規定による代位又は取消し（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。）は、総合振興局長等が行うものとする。

#### (更正の請求)

**第16条の4の2** 法第20条の9の3第4項の規定による更正の請求に係る課税標準等又は税額等につき、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨の通知（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。）は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、別記第6号様式の4（自動車取得税にあつては、別記第61号様式の2）によるものとする。

3 法第20条の9の3第4項の更正をすべき理由がない旨の通知は、別記第6号様式の5の通知書により行うものとする。

注 平成31年10月1日から施行

#### (更正の請求)

**第16条の4の2** 略

2 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、別記第6号様式の4（自動車税の環境性能割にあつては、別記第67号様式の2）によるものとする。

3 略

#### (納税証明)

**第16条の5** 法第20条の10の規定による証明書の交付（第6条第1項ただし書に規定する道税に係るものを除く。）は、総合振興局長等が行うものとする。

2 前項のほか、法第20条の10の規定による証明書の交付の請求が第1条第6号に規定する総合振興局長等以外の総合振興局、振興局若しくは札幌道税事務所の長又は知事になされた場合において、当該総合振興局、振興局若しくは札幌道税事務所の長又は知事は、当該

請求に係る事項を確認することができるものについて、当該証明書を交付することができるものとする。

- 3 法第20条の10の規定による証明書の交付の請求は、別記第6号様式の6の納税証明書交付請求書によりしなければならない。
- 4 法第20条の10の規定による証明書は、別記第6号様式の7によるものとする。ただし、請求者から当該請求者が提出した書面について証明することを求められたときは、その書面によるものとする。
- 5 条例第19条の2の規定による証明書の交付手数料の徴収については、証明書1枚ごとに1件とする。この場合において、政令第6条の21第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項（第1号及び第2号に掲げる事項を併せて証明する場合にあっては、一の事項とする。）ごとに1枚の証明書であるものとし、なお、その証明書が2以上の年度（法人については事業年度又は計算期間。以下この項において同じ。）に係る道税に関するものであるとき、又はその証明を受けようとする道税の税目が2以上にわたるときは、その年度の数又はその税目の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。

#### （災害等による期限延長）

**第17条** 知事又は総合振興局長等は、道内の全部又は一部にわたり、条例第20条第1号又は第4号に掲げる理由により道税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）の期限までに申告等ができないと認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該申告等の期限を延長するものとする。

- 2 総合振興局長等は、前項の規定により申告等の期限を延長しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事又は総合振興局長等は、条例第20条第2号、第3号又は第4号に掲げる理由により申告等の期限までに申告等ができないと認められるときは、第1項の規定の適用がある場合を除き、申告等をすべき者の申請により、期日を指定して当該申告等の期限を延長するものとする。
- 4 前項の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。
  - (1) 年度、期別又は月別、事業年度又は計算期間、税目及び税額
  - (2) 延期を必要とする理由
  - (3) 申告等の見込年月日
- 5 知事又は総合振興局長等は、第3項の規定により申告等の期限の延長を認めたときは、その旨を申請をした者に通知しなければならない。申告等の期限の延長を認めないときも、また同様とする。

#### （徴収金の整理手続）

**第18条** 出納員（収入取扱員を含む。以下同じ。）において徴収金を徴収したとき又は指定金融機関から領収済通知書の送付があったときは、領収済通知書を年度、期別及び税目ごとに区分して関係帳簿をそれぞれ整理しなければならない。

#### （徴収金の庁内収納）

**第19条** 収入取扱員は、庁内又は総合振興局長等が設置する臨時の納税窓口において現金を

領収する場合は、納付（納入）書の各葉の領収欄に別記第7号様式の2の領収印を押して収納するものとする。

## 第20条 削除

### （延滞金の減免）

**第21条** 総合振興局長等は、道税に係る延滞金を減免することができる。

2 前項の規定によって延滞金の減免をする場合においては、別記第8号様式による延滞金減免決定簿によるものとし、かつ、その旨を徴収原簿に記載しなければならない。

### （滞納処分結果表の提出）

**第22条** 滞納処分に従事した徴税吏員は、別記第8号様式の2による滞納処分結果表を遅滞なく知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

### （徴収の引継ぎ及び囑託）

**第23条** 総合振興局長等は、納税者又は特別徴収義務者が督促を受けてもその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しない場合において、当該滞納者の住所等が所管区域外にあり、かつ、差し押さえ得る財産が所管区域内にないときは、速やかに、その滞納者の住所等の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長に徴収の引継ぎをしなければならない。

2 総合振興局長等は、滞納者の財産が所管区域外にあり、かつ、徴収の便宜があると認めるときは、前項の滞納者の住所等による所管区分にかかわらず、滞納者の財産の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長と協議して、徴収の引継ぎをすることができる。

3 総合振興局長等は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、滞納者又はその者と特別の関係を有するものの住所等の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長と協議して、徴収の引継ぎをすることができる。

4 総合振興局長等は、知事が特に必要があると認め、当該総合振興局長等に引継ぎを求めたときは、前3項及び第68条の7の規定にかかわらず、知事に徴収の引継ぎをしなければならない。

5 前各項の規定により徴収の引継ぎをしようとするとき、又は徴収の引受けをしたときは、別記第9号様式の引継書（引受書）を送付しなければならない。

6 法第20条の4の規定により徴収の囑託をしようとするときは、別記第10号様式の囑託書を送付しなければならない。

### （剰余金の供託）

**第24条** 滞納処分に係る公売代金中、債権者又は滞納者に交付しなければならない金銭で、受取人の所在が判明しないため又は受取人が受取を拒んだため交付することができないものは、これを供託しなければならない。

### （現金領収証書の受払）

**第25条** 現金領収証書を出納員に交付するときは、別記第11号様式による現金領収証書交付簿に所定の事項を記載し、受領印を徴して交付するものとする。

- 2 出納員は、滞納処分その他の用務のため現金領収証書を庁外に持ち出した場合は、盗難、紛失等のないよう保管するとともに、使用しなかった現金領収証書は、帰庁後遅滞なく知事又は総合振興局長等に返還しなければならない。
- 3 現金領収証書は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の規定にかかわらず、別記第12号様式によるものとする。

**（賦課徴収に関する文書の様式）**

**第26条** 道税の賦課徴収に関する文書の様式は、次の各号に掲げるところによる。

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 条例第6条第2項（第43条の4第2項、第44条の5第2項、第45条の2の7第2項、第55条の2第2項、第67条第2項、第74条第2項及び第89条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による過料の額の決定通知書 | 別記第13号様式   |
| (2) 条例第12条に規定する納税通知書  | 別記第14号様式   |
| (3) 条例第21条に規定する督促状  | 別記第14号様式の2 |
| (4) 条例第60条、第61条の20及び第61条の21に規定する納付書並びに道税の普通徴収に用いる納付書  | 別記第14号様式の3 |
| (5) 条例第46条の6、第46条の10、第61条の9第1項及び第61条の21に規定する納入書   | 別記第14号様式の3 |

**注 平成31年10月1日から施行**

**（賦課徴収に関する文書の様式）**

**第26条** 道税の賦課徴収に関する文書の様式は、次の各号に掲げるところによる。

- |   |            |
|---|------------|
| (1) 条例第6条第2項（第43条の4第2項、第44条の5第2項、第45条の2の7第2項、第63条の9第2項、第67条第2項、第74条第2項及び第89条の11第2項において準用する場合を含む。）の規定による過料の額の決定通知書 | 別記第13号様式   |
| (2)及び(3) 略  |            |
| (4) 条例第61条の20、第61条の21及び第63条の13に規定する納付書並びに道税の普通徴収に用いる納付書   | 別記第14号様式の3 |

**第27条 削除**

**（賦課徴収に関する帳簿の備付け）**

**第28条** 徴収金の賦課徴収に関しては、別に定めがあるもののほか、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 法人名簿          | 別記第16号様式 |
| (2) 道民税（個人）徴収金整理簿 | 別記第18号様式 |
| (3) 自動車税課税台帳      | 別記第22号様式 |
| (4) 調定整理簿         | 別記第25号様式 |
| (5) 徴収原簿          | 別記第26号様式 |
| (6) 収入内訳簿         | 別記第28号様式 |
| (7) 道税還付金整理票      | 別記第29号様式 |
| (8) 滞納処分停止整理簿     | 別記第31号様式 |

- |                |          |
|----------------|----------|
| (9) 換価猶予整理簿    | 別記第32号様式 |
| (10) 引継（引受）整理簿 | 別記第33号様式 |
| (11) 囑託（受託）整理簿 | 別記第34号様式 |

2 道税の賦課徴収事務の記録管理を電子情報処理組織によって行う場合にあつては、当該記録を収録した磁気ディスク等をもって、その記録の内容に応ずる前項に規定する帳簿とみなす。

**注 平成31年10月1日から施行  
（賦課徴収に関する帳簿の備付け）**

**第28条** 徴収金の賦課徴収に関しては、別に定めがあるもののほか、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1)及び(2) 略      |          |
| (3) 自動車税種別割課税台帳 | 別記第22号様式 |
| (4)～(11) 略      |          |
| 2 略             |          |

**（滞納処分に関する文書の様式）**

**第28条の2** 道税に係る徴収金の滞納処分に関する文書の様式は、次の各号に掲げるところによる。

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 差押換請求書                        | 別記第35号様式      |
| (2) 差押換不承認通知書                     | 別記第35号様式の2    |
| (3) 換価申立書                         | 別記第35号様式の3    |
| (4) 担保権者等に対する差押通知書                | 別記第35号様式の4    |
| (5) 差押調書                          | 別記第35号様式の5    |
| (6) 第三債務者等に対する差押通知書               | 別記第35号様式の6    |
| (7) 差押書                           | 別記第35号様式の7    |
| (8) 差押動産（有価証券）出納簿                 | 別記第35号様式の8    |
| (9) 占有財産（証書）引渡命令書                 | 別記第35号様式の9    |
| (10) 占有財産（証書）引渡命令通知書              | 別記第35号様式の10   |
| (11) 契約解除通知書                      | 別記第35号様式の11   |
| (12) 使用収益（運行）請求書                  | 別記第35号様式の12   |
| (13) 差押物件の証                       | 別記第35号様式の13   |
| (14) 財産差押公示書                      | 別記第35号様式の14   |
| (15) 債権証書等取上調書                    | 別記第35号様式の15   |
| (16) 差押財産（自動車、建設機械、船舶、航空機）使用許可申立書 | 別記第35号様式の16   |
| (16の2) 差押財産搬出調書                   | 別記第35号様式の16の2 |
| (17) 組合員等持分払戻（譲受）請求書              | 別記第35号様式の17   |
| (18) 組合員等持分払戻（譲受）予告書              | 別記第35号様式の18   |
| (19) 給与差押承諾書                      | 別記第35号様式の19   |
| (20) 差押解除通知書                      | 別記第35号様式の20   |
| (21) 交付要求書                        | 別記第35号様式の21   |

(22) 交付要求通知書	別記第35号様式の22
(23) 交付要求解除通知書	別記第35号様式の23
(24) 交付要求解除請求書	別記第35号様式の24
(25) 交付要求解除不承認通知書	別記第35号様式の25
(26) 参加差押書	別記第35号様式の26
(26の2) 参加差押調書	別記第35号様式の26 の2
(27) 参加差押通知書	別記第35号様式の27
(28) 参加差押財産引渡通知書	別記第35号様式の28
(29) 参加差押財産引渡依頼書	別記第35号様式の29
(30) 参加差押財産引受調書	別記第35号様式の30
(31) 参加差押財産引受通知書	別記第35号様式の31
(32) 参加差押関係書類引渡書	別記第35号様式の32
(33) 参加差押財産換価催告書	別記第35号様式の33
(34) 参加差押解除通知書	別記第35号様式の34
(35) 参加差押解除請求書	別記第35号様式の35
(36) 参加差押解除不承認通知書	別記第35号様式の36
(37) 公売公告	別記第35号様式の37
(38) 公売通知書	別記第35号様式の38
(39) 公売通知書兼債権現在額申立催告書	別記第35号様式の39
(40) 見積価額票	別記第35号様式の40
(41) 公売財産入札書	別記第35号様式の41
(42) 不動産等最高価申込者決定通知書	別記第35号様式の42
(43) 不動産等最高価申込者決定公告	別記第35号様式の43
(44) 換価財産買受申込等取消申出書	別記第35号様式の44
(45) 不動産等最高価申込者決定取消通知書	別記第35号様式の45
(46) 売却決定通知書	別記第35号様式の46
(47) 売却財産引渡通知書	別記第35号様式の47
(48) 売却決定取消通知書	別記第35号様式の48
(49) 担保権引受方法による換価申出書	別記第35号様式の49
(50) 債権現在額申立書	別記第35号様式の50
(51) 配当計算書	別記第35号様式の51
(51の2) 充当通知書	別記第35号様式の51 の2
(52) 搜索調書	別記第35号様式の52

(帳簿等の様式の特例)

**第28条の3** この規則に定める帳簿又は文書の様式について、これにより難い特別の理由があるときは、総合振興局長等は、知事の承認を受けて、別に定める様式によることができる。

**第3節 違反及び犯則取締**

**(違反事実の報告)**

**第29条** 徴税吏員は、法、政令、総務省令又は条例若しくはこの規則に違反する事実があると認める場合は、その事実、該当条項及び脱税額等を詳記した調書を作成の上、知事又は総合振興局長等に報告しなければならない。

**(違反者の処分手続)**

**第30条** 総合振興局長等は、法、政令、総務省令又は条例に違反する事実について告発し、又は過料を科する必要があると認めるときは、告発し、又は過料を科することができる。

2 法、政令、総務省令又は条例に違反する事実について告発し、又は過料を科した場合は、別記第36号様式による告発（過料）処分台帳に、違反者の処分の経過を記録するものとする。

注 平成30年4月1日から施行

**(違反者の処分手続)**

**第30条** 総合振興局長等は、法、政令、総務省令又は条例に違反する事実について通告し、告発し、又は過料を科する必要があると認めるときは、通告し、告発し、又は過料を科することができる。

2 略

**(検税吏員の職務)**

**第31条** 検税吏員は、犯則事実の調査及び証拠の集取並びに告発に関する職務を行うものとする。

注 平成30年4月1日から施行

**(検税吏員の職務)**

**第31条** 道税に関する犯則事件の調査及び処分に係る職務は、当該犯則事件に係る条例第8条に規定する課税地を所管する本庁又は総合振興局、振興局若しくは札幌道税事務所の検税吏員が行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の検税吏員以外の検税吏員に当該犯則事件の調査に係る職務を命ずることができる。ただし、法第22条の7の規定に基づく現行犯事件の調査に係る職務は、同項の検税吏員以外の検税吏員であっても、知事の命令を受けずに行うことができる。

**(犯則事件に関する書類の様式)**

**第32条** 道税の犯則事件に関して作成する質問てん末書、検査てん末書、領置てん末書、検査、領置てん末書、差押（領置）目録、保管証、臨検、搜索、差押許可状交付請求書、臨検てん末書、搜索てん末書、封かん紙、差押てん末書、臨検、搜索、差押てん末書、差押（領置）物件保管通知書、差押（領置）物件還付受領書、差押（領置）解除通知書、通告書、通告書受領書、通知書、告発書、差押（領置）物件引継通知書及び管轄区域外道税犯則取締職務執行命令書は、別記第37号様式による。



注 平成30年4月1日から施行

(犯則事件に関する書類の様式)

**第32条** 道税の犯則事件に関して作成する質問調書、検査調書、領置調書、検査、領置調書、領置（差押、記録命令付差押）目録、保管証、臨検、搜索、差押、記録命令付差押許可状請求書、臨検調書、搜索調書、封かん紙、差押（記録命令付差押）調書、臨検、搜索、差押、記録命令付差押調書、領置（差押、記録命令付差押）物件保管通知書、領置（差押、記録命令付差押）物件還付（交付）受領書、領置（差押、記録命令付差押）解除通知書、通告書、通告書受領書、通知書、告発書、領置（差押、記録命令付差押）物件引継通知書、道税犯則取締職務執行命令書、郵便物（信書便物、電信についての書類）差押通知書、通信履歴保全要請書、通信履歴保全要請取消書、通信履歴保全期間延長要請書、供託通知書、鑑定物件破壊許可状請求書、搜索証明書及び納付申出書は、別記第37号様式による。

(犯則者処分記録の帳簿)

**第33条** 知事及び総合振興局長等は、別記第38号様式の犯則者処分台帳を備え、犯則者の処分の経過を記録するものとする。

## 第2章 普通税

### 第1節 道民税

**第34条** 削除

(賦課に関する報告)

**第35条** 条例第29条の規定により市町村長がなすべき報告は、同条第1項の場合においては別記第43号様式、同条第2項の場合においては別記第44号様式、同条第3項の場合においては別記第46号様式によるものとする。

2 総合振興局長等は、前項の報告書を受理した場合には、当該事項を遅滞なく知事に報告しなければならない。

(個人の道民税に係る徴収金に関する報告)

**第36条** 市町村長は、毎月の個人の道民税に係る徴収金の納付又は納入状況を別記第45号様式の納付、納入状況報告書により翌月10日までに総合振興局長等に報告しなければならない。

(個人の道民税の払込書)

**第37条** 条例第30条に規定する払込書は、別記第46号様式の2によるものとする。

(道が行う徴収及び滞納処分)

**第38条** 総合振興局長等は、個人の道民税に係る徴収金について徴収し、又は滞納処分をする必要があると認める場合は、市町村長の同意を得て、法第48条第1項の規定による期間を定めなければならない。

2 総合振興局長等は、前項の期間中における毎月の個人の道民税に係る徴収金の納付又は

納入状況を別記第45号様式に準じて翌月10日までに市町村長に通知しなければならない。

- 3 総合振興局長等は、第1項の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行った徴収及び滞納処分の状況を別記第47号様式によって通知しなければならない。
- 4 法第48条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、差押に係る動産若しくは有価証券又は自動車若しくは建設機械があるときは、当該差押に係る財産の引渡し等は、別記第35号様式の28から別記第35号様式の32までの様式に準じて作成した引渡通知書等により行うものとする。

#### (徴収取扱費の計算書)

**第39条** 条例第32条第2項の規定による計算書は、別記第48号様式によるものとする。

#### (法人の道民税の中間納付額の還付等)

**第39条の2** 法第53条第20項の規定による法人の道民税の中間納付額の還付又は充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第53条第20項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により請求した者に通知しなければならない。

#### (法人の道民税の租税条約の実施に係る更正に伴う控除不足額の還付等)

**第39条の3** 法第53条第36項の規定による控除することができなかつた金額の還付又は充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第53条第36項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により請求した者に通知しなければならない。

#### (法人の道民税の租税条約の実施に係る更正に伴う控除不足額の還付等)

**第39条の3の2** 法第53条第41項の規定による控除することができなかつた金額の還付又は充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第53条第41項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により請求した者に通知しなければならない。

#### (法人の道民税に係る更正等の通知書)

**第39条の4** 法第55条第4項の規定による法人の道民税に係る更正又は決定の通知は、別記第48号様式の2の通知書により行うものとする。

#### (法人の道民税の減免)

**第39条の5** 条例第37条第1項及び第2項の規定による法人の道民税の均等割の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第37条第3項の規定により法人の道民税の均等割の減免を受けようとする者は、別記第48号様式の2の2の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

(主たる事務所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長の長経由による申告書等の提

出)

**第39条の6** 総合振興局等の所管区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人が、法人の道民税についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

#### (法人の道民税に係る調査の特例)

**第39条の7** 法人の道民税の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長も行うことができる。

2 第6条第1項本文の規定にかかわらず、主たる事務所又は事業所の所在地が総合振興局等の所管区域外にある法人に関する法第63条第1項に規定する申告書等の閲覧及び記録に係る事務は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長が行うものとする。

3 第1項の調査又は前項の閲覧若しくは記録を終えた総合振興局又は振興局の長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。

4 総合振興局又は振興局の徴税吏員が第1項の調査又は第2項の閲覧若しくは記録をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局の長」とする。

#### (法人の道民税に係る徴収の引継ぎの特例)

**第39条の8** 総合振興局長等は、法人の主たる事務所又は事業所の所在地が所管区域外にあるときは、当該法人の法人の道民税に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長に徴収の引継ぎをするものとする。

2 法人が、法人の道民税に係る徴収についての申請書その他の書類を、前項の規定により徴収の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局の長に提出する場合は、札幌道税事務所長を経由してすることができる。

#### (法人税額等の通知)

**第40条** 法第63条第2項の規定により国の税務官署から法人税の更正又は決定に係る通知を受けた総合振興局長等は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係市町村長に通知しなければならない。

#### (利子割に係る更正等の通知書)

**第40条の2** 法第71条の11第4項の規定による利子割に係る更正若しくは決定の通知、法第71条の14第6項の規定による利子割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第71条の15第5項の規定による利子割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の3の通知書により行うものとする。

#### (営業所等設置等の届出書)

**第40条の3** 条例第37条の7の届出書は、別記第48号様式の4によるものとする。

(営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長の長経由による申告書等の提出)

**第40条の3の2** 利子等の支払又はその取扱いをする者が、利子割についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該利子等の支払又はその取扱いをする者の特別徴収事務を実際に行う営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長を経由してすることができる。

(利子割に係る調査の特例)

**第40条の3の3** 利子割の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長の長も行うことができる。

2 前項の調査を終えた総合振興局又は振興局長の長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。

3 総合振興局又は振興局長の徴税吏員が第1項の調査をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局長」とする。

(配当割に係る更正等の通知書)

**第40条の4** 法第71条の32第4項の規定による配当割に係る更正若しくは決定の通知、法第71条の35第7項の規定による配当割に係る過少申告加算金額（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第71条の36第5項の規定による配当割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の3の通知書により行うものとする。

(株式等譲渡所得割に係る更正等の通知書)

**第40条の5** 法第71条の52第4項の規定による株式等譲渡所得割に係る更正若しくは決定の通知、法第71条の55第7項の規定による株式等譲渡所得割に係る過少申告加算金額（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第71条の56第5項の規定による株式等譲渡所得割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の3の通知書により行うものとする。

## 第2節 事業税

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う者の付加価値額及び所得の区分経理の承認)

**第41条** 法第72条の24の5第3項又は第72条の49の16第3項の規定による区分計算の方法についての承認及び区分計算の方法の変更についての承認は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第72条の24の5第3項又は第72条の49の16第3項の規定による区分計算の方法又はその変更の承認を受けようとする者は、別記第49号様式の承認申請書を提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査して承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、その旨を申請した者に通知しなければならない。

(法人の事業税の租税条約の実施に係る更正に伴う控除不足額の還付等)

**第41条の2** 法第72条の24の11第4項の規定による控除しきれなかった金額の還付又は充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第72条の24の11第4項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により請求した者に通知しなければならない。

**(法人の事業税の申告納付期限の承認等)**

**第41条の2の2** 総合振興局長等は、総務省令第4条の4の規定による申請書を受理した場合は、その適否を調査して申請に係る処分の決定をし、遅滞なく別記第49号様式の2又は別記第49号様式の3の通知書によって申請した者に通知しなければならない。

**(法人の事業税の申告書の提出期限の延長に係る処分の取消し等の通知書)**

**第41条の3** 政令の規定による法人の事業税の申告書の提出期限の延長に係る処分の取消し、指定の取消し又は指定に係る月数の変更の通知は、別記第49号様式の4の通知書により行うものとする。

**(法人の事業税の中間納付額の還付等)**

**第41条の4** 法第72条の28第4項の規定による法人の事業税の中間納付額の還付又は充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第72条の28第4項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式の通知書により請求した者に通知しなければならない。

**(法人の事業税に係る更正等の通知書)**

**第41条の5** 法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正若しくは決定の通知、法第72条の46第6項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第72条の47第5項の規定による法人の事業税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第48号様式の2の通知書により行うものとする。

**(事業開始等の届出書)**

**第41条の6** 条例第43条の5の規定による届出は、別記第49号様式の5の届出書により行うものとする。

**(主たる事務所等の所在地を所管する総合振興局又は振興局長経由による申告書等の提出)**

**第41条の7** 総合振興局等の所管区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人が、法人の事業税についての申告書、申請書その他の書類を総合振興局長等に提出する場合は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長を経由してすることができる。

**(法人の事業税に係る調査の特例)**

**第41条の8** 法人の事業税（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する付加価値割及び資本割並びに法第72条の41第1項に規定する法人に対するものを除く。）の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る事務は、第6条第1項本文及び第2項に規定する者のほか、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長

長も行うことができる。

- 2 第6条第1項本文の規定にかかわらず、主たる事務所又は事業所の所在地が総合振興局等の所管区域外にある法人に関する法第72条の49の2に規定する申告書等の閲覧及び記録に係る事務は、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長が行うものとする。
- 3 第1項の調査又は前項の閲覧若しくは記録を終えた総合振興局又は振興局長は、その結果を遅滞なく総合振興局長等に通知しなければならない。
- 4 総合振興局又は振興局長の徴税吏員が第1項の調査又は第2項の閲覧若しくは記録をした場合における第8条の規定の適用については、同条中「知事又は総合振興局長等」とあるのは、「当該総合振興局又は振興局長」とする。

#### (法人の事業税に係る徴収の引継ぎの特例)

- 第41条の9** 総合振興局長等は、法人の主たる事務所又は事業所の所在地が所管区域外にあるときは、当該法人の法人の事業税に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法人の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局長に徴収の引継ぎをするものとする。
- 2 法人が、法人の事業税に係る徴収についての申請書その他の書類を、前項の規定により徴収の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局長に提出する場合は、札幌道税事務所長を経由してすることができる。

#### (事業税の減免)

- 第42条** 条例第43条の7の規定による事業税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。
- 2 個人の行う事業に対する事業税の納税者が次の各号のいずれかに掲げる者である場合は、条例第43条の7第1項の規定により、事業税を減免するものとする。この場合における減免額は、当該各号に掲げる金額とする。
    - (1) 条例第43条の7第1項第1号に掲げる者（当該年度（災害により被害を受けた日が当該年度の1月1日から3月31日までの間である場合にあっては、翌年度。以下この号において同じ。）の事業税の課税標準とすべき所得（当該課税標準の算定期間が1年に満たない場合にあっては、当該所得に12を乗じて得た額を当該課税標準の算定期間の月数で除して算定した額とし、以下この号において「事業所得」という。）と当該年度の初日の属する年の前年中における法第72条の49の11第1項の所得以外の所得（第3号において「その他所得」という。）との合算額が700万円以下の者に限る。） 当該年度の事業税額に次の表の左欄に掲げる当該年度の事業所得の額の区分に応じ、当該右欄に掲げる

割合を乗じて得た金額

事業所得の額	資産（政令第7条の13の2に規定する資産を除く。）の金額に対する当該災害による損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるべき金額を除く。）の割合	
	100分の50以下の場合	100分の50を超える場合
3,000,000円以下	100分の50	100分の100
3,000,000円を超え		

5,000,000円以下	100分の25	100分の50
5,000,000円を超え 7,000,000円以下	100分の12.5	100分の25

- (2) 条例第43条の7第1項第2号に掲げる者(生活のため公私の扶助を受ける者に限る。)  
当該年度の事業税額の全額
- (3) 条例第43条の7第1項第3号から第5号までに掲げる者(当該年度の法第72条の49の14の規定による事業主控除前の事業税の課税標準とすべき所得(当該課税標準の算定期間が1年に満たない場合にあつては、当該所得に12を乗じて得た額を当該課税標準の算定期間の月数で除して算定した額)と当該年度の初日の属する年の前年中におけるその他所得との合算額が310万円以下の者に限る。) 当該年度の事業税額の全額(その額が7,500円を超える場合にあつては、7,500円)
- 3 条例第43条の7の規定により事業税の減免を受けようとする者(同条第2項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。)は、別記第50号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、前項の申請書又は条例第43条の7第2項ただし書に規定する知事が必要と認める事項を記載した条例第43条の3第1項の申告書若しくは条例第43条の3の2第1項の申告書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

### 第3節 不動産取得税

#### (不動産の取得に係る申告)

**第43条** 条例第44条の4の規定による申告書は、別記第51号様式によるものとする。

#### (附帯設備に属する部分の不動産取得税の減額決定等)

**第43条の2** 条例第44条の2第6項の規定による不動産取得税の減額の決定は総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第44条の2第7項の規定による還付又は同条第9項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、前項の規定により還付し、又は充当する場合には、別記第6号様式により申請した者に通知しなければならない。
- 4 条例第44条の2第4項の「当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附属設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法」を申し出る場合の申出書は、別記第51号様式の2によるものとする。
- 5 条例第44条の2第8項の申出書又は申請書は、別記第51号様式の3によるものとする。

#### 注 平成30年4月1日から施行

#### (附帯設備に属する部分の不動産取得税の減額決定等)

**第43条の2** 条例第44条の2第7項の規定による不動産取得税の減額の決定は総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第44条の2第8項の規定による還付又は同条第10項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

3 略

4 条例第44条の2第4項又は第5項の規定による申出をする場合の申出書は、別記第51号様式の2によるものとする。

5 条例第44条の2第9項の申出書又は申請書は、別記第51号様式の3によるものとする。

**(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告書)**

**第43条の3** 条例第44条の2の2第2項に規定する申告書は、別記第51号様式の4によるものとする。

**(不動産の価格等の通知)**

**第44条** 条例第44条の6の規定による通知は、別記第52号様式の不動産取得通知書によるものとする。

**第45条 削除**

**(不動産の価格等の決定通知)**

**第46条** 総合振興局長等は、法第73条の21第2項の規定により不動産の価格を決定した場合には、別記第53号様式の決定通知書により市町村長に通知しなければならない。

**(不動産取得税に係る減額決定)**

**第47条** 条例第44条の7第1項又は第2項の規定による不動産取得税の減額の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第44条の7第8項に規定する申請書は、別記第54号様式によるものとする。

**(不動産取得税に係る減額予定の申告)**

**第48条** 条例第44条の8の規定による申告は、別記第55号様式の申告書によるものとする。

**(減額の決定通知)**

**第49条** 総合振興局長等は、第47条第1項の規定により減額の決定をしたときは、別記第56号様式による減額決定通知書により申請した者に通知しなければならない。

**(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)**

**第49条の2** 条例第44条の10第1項の規定による還付又は同条第3項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第44条の10第2項に規定する申請書は、別記第54号様式によるものとする。

3 第43条の2第3項の規定は、第1項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。

**(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)**

**第49条の2の2** 条例第44条の10の2第1項の規定による減額の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第44条の10の2第6項に規定する申請書及び申告書は、別記第54号様式又は別記第



55号様式に準じて作成するものとする。

- 3 第49条の規定は第1項の規定により減額の決定をした場合について、第43条の2第3項の規定は第1項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。

**(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)**

**第49条の2の3** 条例第44条の10の3第1項の規定による減額の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 前条第2項の規定は、条例第44条の10の3第6項の規定により申請し、又は申告する場合について準用する。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定により減額の決定をした場合又は同項の規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

**(譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の納税義務の免除等)**

**第49条の3** 条例第44条の10の4第1項の規定による免除の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第44条の10の4第6項に規定する申請書は別記第56号様式の2、申告書は別記第56号様式の3によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定により免除の決定をした場合又は同項の規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

**(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)**

**第49条の4** 条例第44条の10の5第1項の規定による免除の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第44条の10の5第6項に規定する申請書及び申告書は、別記第56号様式の2又は別記第56号様式の3に準じて作成するものとする。
- 3 第49条の2の2第3項の規定は、第1項の規定により免除の決定をした場合又は同項の規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

**(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)**

**第49条の4の2** 条例第44条の10の6第1項の規定による免除の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 第49条の4第2項の規定は、条例第44条の10の6第6項の規定により申請し、又は申告する場合について準用する。
- 3 第49条の2の3第3項の規定は、第1項の規定により免除の決定をした場合又は同項の規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

**(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)**

**第49条の4の3** 条例第44条の10の7第1項の規定による免除の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 第49条の4第2項の規定は、条例第44条の10の7第6項の規定により申請し、又は申告する場合について準用する。
- 3 第49条の2の3第3項の規定は、第1項の規定により免除の決定をした場合又は同項の

規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

**（開放型の病院等の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）**

**第49条の5** 条例第44条の11第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該施設が当該法人が組織されている区域の医師又は歯科医師のすべてによって利用されることとされているものであること。
  - (2) 当該施設における診療報酬又は利用料の額が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する診療報酬の額以下であること。
  - (3) 病院にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条若しくは第16条に規定する扶助に係る診療を受ける者又は無料若しくは健康保険法第76条第2項に規定する診療報酬の額の10分の1に相当する金額以上を減額した料金により診療を受ける者の延数が当該病院の取扱患者の総延数の10分の1以上であること。
  - (4) 当該施設が当該法人の行う当該法人の会員である医師又は歯科医師を対象とする医学及び医術水準の向上に関する事業、医師又は歯科医師の研修及び再教育に関する事業並びに公衆衛生活動に関する事業のうち1以上の事業の用に供されることとされているものであること。
  - (5) 当該法人が解散したときは、残余財産が国若しくは地方公共団体又は当該法人の目的と類似の目的を持つ他の法人に帰属する旨が定款に定められていること。
- 2 条例第44条の11第1項の規定による免除の決定は、総合振興局長等が行うものとする。
- 3 条例第44条の11第2項の規定により免除を受けようとする者は、別記第57号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、免除するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**（不動産取得税の減免）**

**第49条の6** 条例第44条の12の規定による不動産取得税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第44条の12の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、別記第57号様式の2の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**第49条の7** 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、条例第44条の12第1項第3号の規定により、不動産取得税を減免するものとする。

- (1) 取得した不動産がその取得後3月以内に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産の取得
- (2) 公共的団体が公民館又はこれと類似の性格を有する施設の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人若しくは同法第64条第4項の法人若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人を設立しようとする者が当該法人の設立前において当該法人の設立後は専ら法第73条の4第1項第

2号から第4号の7までに規定するそれぞれの用に供する不動産を取得した場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定（以下この号において「公益認定」という。）を受けようとするものに限る。以下この号において「一般社団法人等」という。）を設立しようとする者が当該一般社団法人等の設立前において若しくは一般社団法人等が公益認定を受ける前において、公益認定を受けた後は専ら法第73条の4第1項第3号、第3号の2、第4号の3、第4号の5、第4号の7若しくは第7号に規定するそれぞれの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

- (4) 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）又は一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）を設立しようとする者が、当該法人の設立前において、当該法人の設立後は専ら法第73条の4第1項第3号の2に規定する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令第36条の6に規定する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第6条の規定により学校法人以外の者がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産の取得
- (6) 信用保証協会が信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条の業務を行うために抵当権を設定した不動産を換価の目的として取得した場合における当該不動産の取得
- (7) 競馬法（昭和23年法律第158号）第23条の36第1項（第9号に係るものに限る。）の規定により地方競馬全国協会から補助金の交付を受けて家畜の改良増殖の用に供する施設（共同利用に供する施設に限る。）を取得した場合における当該施設の取得
- (8) 代金を分割して支払い、代金が完済されるまで売主が所有権を留保することを条件として、住宅（取得したとした場合に法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用がある住宅に限る。）の売買があった場合において、代金が完済されたために、買主が当該住宅を取得したときにおける当該住宅の取得
- (9) 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で道の利子補給に係るもの又は株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて農林漁業者の共同利用に供する施設（政令附則第7条第14項の施設を除く。）を取得した場合における当該施設の取得
- (10) 公益社団法人又は公益財団法人（地方公共団体が必要とする土地の取得を行い当該取得した土地を当該地方公共団体に譲渡することを主たる目的とするものに限る。）が、地方公共団体が必要とする道路河川その他公共又は公用の施設の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得
- (11) 取得した不動産をその取得後使用することなく国及び地方公共団体に寄附した場合における当該不動産の取得
- (12) 条例第44条の10の6第1項に規定する農地利用集積円滑化団体等のうち農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第3項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に定められたものが、当該農地利用集積円滑化団体等の事業の運営に必要な不動産（事務所、宿舍及び職員の福利厚生のに供する不動産及び条例第44条の10の6第1項の規定による不動産取得税の納税義務の免除の対象となる不動産を除く。）を取得した場合における当該不動産の取得
- (13) 公益社団法人又は公益財団法人が健全な青少年を育成する目的で設置する体育施設の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

- (14) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に伴い、移転若しくは除却の対象となった家屋を所有していた者又は清算金（同法第91条第4項の規定により換地を定めないとされたことにより支払われる清算金を除く。以下この号において同じ。）の交付の対象となった土地を所有していた者が、当該移転若しくは除却についての移転補償金に係る契約の日又は当該清算金に係る換地処分の日から2年以内に、当該移転若しくは除却の対象となった家屋又は当該清算金の交付の対象となった土地（次項において「移転等対象不動産」という。）に代わるものと認められる不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- (15) 公益社団法人又は公益財団法人が、地方公共団体に譲渡することを目的として、当該地方公共団体の設置する学校の施設の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得
- (16) 公衆浴場のうち、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1項第1号に規定する普通浴場の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得
- (17) 夫婦、三親等内の血族及び二親等内の姻族間においてなされた不動産の贈与契約が当該贈与契約に基づく不動産の取得の日の属する年の翌年の3月15日までに取り消され（民法第424条の規定に基づき取り消された場合を除く。）、又は解除され、かつ、受贈者が経済的利益を受けていないと認められる場合における当該贈与契約に係る贈与又は解除による不動産の取得
- (18) 公益社団法人又は公益財団法人（自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とし、当該業務に関し国若しくは地方公共団体の委託を受けているもの又は優れた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とするものに限る。）が、次に掲げる区域若しくは地区内に所在する土地で自然環境の保全、緑化の推進若しくは野生動植物の保護繁殖（以下「自然環境の保全等」という。）に寄与すると認められるもの又は当該区域若しくは地区内に所在する観察舎その他自然環境の保全等に寄与すると認められる家屋（事務所、宿舍及び収益事業の用に供する家屋を除く。）を取得した場合における当該不動産の取得
- ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項又は第2項の規定により国立公園又は国定公園として指定された区域
- イ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項又は第22条第1項の規定により原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域として指定された区域
- ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項の規定により風致地区として定められた地区
- エ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により特別緑地保全地区として定められた区域
- オ 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第3条第1項の規定により道立自然公園として指定された区域
- カ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項又は第22条第1項の規定により道自然環境保全地域又は環境緑地保護地区、自然景観保護地区若しくは学術自然保護地区として指定された区域
- キ アからカまでに掲げる区域と一体となって自然環境の保全等に必要と認められる区域
- (19) 公益社団法人又は公益財団法人（地場産業の振興を図ることを主たる目的とし、かつ、地方公共団体及び法律の規定により設立された中小企業者を主たる構成員とする団体が

基本財産その他これに準ずるものとして資金その他の財産を拠出しているものに限る。)が、北海道中小企業高度化資金貸付規則(昭和42年北海道規則第157号)第3条第10号の規定により中小企業高度化資金の貸付けを受けて、地場産業に係る新商品及び新技術の研究開発、教育及び研修、情報の処理及び提供又は製品の展示及び普及のための施設の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得

(20) 公益社団法人又は公益財団法人(全国の地方公共団体において通信衛星を共同利用するための設備を設置し、運用することによって、防災情報及び行政情報の伝送を行うネットワークの整備促進を図り、地域社会における情報通信の高度化及び地域の振興に寄与することを主たる目的とするものに限る。)が、地方公共団体において通信衛星を共同利用するために必要な業務の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

(21) 公益財団法人北海道対がん協会(昭和22年7月15日に財団法人北海道対がん協会という名称で設立された法人をいう。第58条の7第4項第3号において同じ。)又は公益財団法人北海道結核予防会(昭和17年5月11日に財団法人結核予防会北海道支部という名称で設立された法人をいう。)が、直接その本来の事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

(22) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第110条第5項、第110条の2第6項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される場合の同法第73条第1項第2号に規定する者が、同法第3章の規定により行われる第一種市街地再開発事業(同法第110条第1項前段の規定により定められる権利変換計画に基づいて行われる第一種市街地再開発事業にあっては、次のいずれにも該当するものに限る。ただし、同法第2条第2号に規定する施行者が地方公共団体であるときは、ウを除く。)の施行に伴い同法第73条第1項第3号に規定する宅地、借地権又は建築物(以下「従前の宅地等」という。)に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得

ア 従前の宅地等の価額が都市再開発法第80条第1項の規定(算定基準日に係る部分を除く。)の例により算定されていることが同法第110条第1項前段の規定により定められた権利変換計画(イにおいて「権利変換計画」という。)に定められ、及び同法第86条第1項の規定により通知される書面に記載されていること。

イ 都市再開発法第110条第5項の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額(ウにおいて「権利の価額」という。)が同法第103条第1項の規定の例により確定されていることが権利変換計画に定められ、及び同法第2条第2号に規定する施行者の各権利者に対する権利の価額の確定額の通知書に記載されていること。

ウ 従前の宅地等の価額が都市再開発法第80条第1項の規定(算定基準日に係る部分を除く。)の例により算定されていること及び権利の価額が同法第103条第1項の規定の例により確定されていることが書面(知事が定めるものに限る。)により証明されていること。

(23) 前各号に掲げる不動産の取得に類する不動産の取得

2 次の各号に掲げる場合における減免額は、当該各号に定める額に条例第44条の税率を乗じて得た金額を限度とする。

(1) 前項第1号の場合 当該滅失し、又は損壊した不動産の被害直前の価格から被害直後の価格を控除した額

(2) 前項第7号の場合 当該施設の価格に当該施設の取得価額に対する当該補助金の額の

割合を乗じて得た額

- (3) 前項第8号の場合 1戸につき当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額
  - (4) 前項第9号の場合 当該施設の価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額
  - (5) 前項第12号の場合 当該不動産の価格
  - (6) 前項第14号の場合 移転等対象不動産の価格に相当する額（法第73条の6第3項の規定の適用を受けた者に係る場合にあつては、移転等対象不動産の価格に相当する額から同項の不動産の価格に相当する額を控除した額）
  - (7) 前項第16号の場合 当該家屋の価格に100分の50を乗じて得た額
  - (8) 前項第19号の場合 当該家屋の価格に当該家屋の取得価額に対する当該中小企業高度化資金の貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額
  - (9) 前項第22号の場合 当該不動産の価格に都市再開発法第110条第5項、第110条の2第6項又は第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第73条第1項第4号に規定する施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は建築施設の部分の価額（同法第103条第1項の規定の例により確定し、又は同法第110条の2第6項若しくは第111条後段の規定により読み替えて適用される同法第103条第1項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第110条第1項前段若しくは第110条の2第1項前段又は同法第111条前段の規定により定められる権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額
- 3 総合振興局長等は、第1項第24号の規定による不動産取得税を減免しようとするときは、知事の指示を受けなければならない。

**注 平成30年4月1日から施行**

**第49条の7** 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、条例第44条の12第1項第3号の規定により、不動産取得税を減免するものとする。

(1)～(19) 略

(18) 公益社団法人又は公益財団法人（自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とし、当該業務に関し国若しくは地方公共団体の委託を受けているもの又は優れた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とするものに限る。）が、次に掲げる区域若しくは地区内に所在する土地で自然環境の保全、緑化の推進若しくは野生動植物の保護繁殖（以下「自然環境の保全等」という。）に寄与すると認められるもの又は当該区域若しくは地区内に所在する観察舎その他自然環境の保全等に寄与すると認められる家屋（事務所、宿舍及び収益事業の用に供する家屋を除く。）を取得した場合における当該不動産の取得

ア及びイ 略

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第22項の規定により風致地区として定められた地区

エ～キ 略

(19)～(23) 略

2 略

3 総合振興局長等は、第1項第23号の規定による不動産取得税を減免しようとするとき

は、知事の指示を受けなければならない。

**注 平成31年10月1日から施行**

**第49条の7** 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、条例第44条の12第1項第3号の規定により、不動産取得税を減免するものとする。

(1)～(20) 略

(21) 公益財団法人北海道対がん協会（昭和22年7月15日に財団法人北海道対がん協会という名称で設立された法人をいう。第67条の15の6第4項第3号において同じ。）又は公益財団法人北海道結核予防会（昭和17年5月11日に財団法人結核予防会北海道支部という名称で設立された法人をいう。）が、直接その本来の事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

(22)及び(23) 略

2及び3 略

**第4節 道たばこ税**

**（製造たばこの返還があった場合の道たばこ税の還付等）**

**第49条の8** 条例第45条の2の8第2項の規定による充当又は還付は、総合振興局長等が行うものとする。

**（納期限の延長の手続）**

**第49条の9** 条例第45条の2の9に規定する申請書は、別記第4号様式に準じて作成するものとする。

2 総合振興局長等は、法第74条の11第1項の規定により納期限の延長を認めたときは、その旨を申請した者に通知しなければならない。納期限の延長を認めないときも、また同様とする。

**（道たばこ税に係る更正等の通知書）**

**第49条の10** 法第74条の20第4項の規定による道たばこ税に係る更正若しくは決定の通知、法第74条の23第6項の規定による道たばこ税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第74条の24第5項の規定による道たばこ税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第57号様式の2の2の通知書により行うものとする。

**第5節 ゴルフ場利用税**

**（ゴルフ場利用税の非課税に係る書面）**

**第50条** 条例第45条の3第1項に規定する書面は、別記第57号様式の2の3によるものとする。

**（ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級）**

**第51条** 条例第46条第2項の規定によるゴルフ場の等級の決定及び条例第46条の3の規定に

よる等級決定の通知は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第46条第2項の規定によるゴルフ場の等級の決定は、当該ゴルフ場の利用料金の額（当該利用料金の額が、当該利用料金と当該ゴルフ場の利用に伴う料金で利用者の意思にかかわらず徴収されるものとの合計額の100分の85に満たないときは、当該合計額の100分の85に相当する額とする。以下この項及び次条において同じ。）及び当該ゴルフ場のホール数の区分に応じ、次の表に定めるところによるものとする。

利用料金の額	ホールの数	
	18ホール以上	18ホール未満
10,000円以上	一級	八級
5,000円以上 10,000円未満	二級	八級
4,500円以上 5,000円未満	三級	八級
4,100円以上 4,500円未満	四級	九級
3,700円以上 4,100円未満	五級	九級
3,400円以上 3,700円未満	六級	九級
3,100円以上 3,400円未満	七級	十級
2,700円以上 3,100円未満	八級	十級
2,400円以上 2,700円未満	九級	十一級
2,100円以上 2,400円未満	十級	十一級
2,100円未満	十一級	十一級

- 3 前項及び次条第1項の利用料金の額とは、当該ゴルフ場の平日の一般のグリーンフィーに相当する額をいう。
- 4 第1項の通知は、別記第57号様式の3の通知書により行うものとする。

**第51条の2** ゴルフ場のうち、当該ゴルフ場のコースが河川区域にあってその状況が不良であるもの（利用料金の額が2,400円未満であるものに限る。）又は当該ゴルフ場を一般の利用者に比較して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者に関する定めを設けていないものについては、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定によって決定されるべき等級の一級下位の等級（当該決定されるべき等級が十一級の場合は、十一級とする。）をもって、当該ゴルフ場の等級とする。

- 2 ゴルフ場のうち、キャディーを伴う利用を認めていないもの（前条第2項又は前項の規定により決定されるべき当該ゴルフ場の等級が六級又はこれより下位であって、かつ、当該ゴルフ場に係るカートフィーが他のゴルフ場に係るキャディーフィーと同程度又はそれ以下であるものに限る。）については、前条第2項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定によって決定されるべき等級の一級下位の等級（当該決定されるべき等級が十一級の場合は、十一級とする。）をもって、当該ゴルフ場の等級とする。

（条例第46条の2第2号及び第3号の規則で定める選手）

**第51条の2の2** 条例第46条の2第2号及び第3号に規定する規則で定める選手は、プロゴルファー以外の選手とする。



(条例第46条の2第4号の規則で定める早朝の利用者等)

**第51条の3** 条例第46条の2第4号に規定する規則で定める早朝の利用者等は、早朝の利用者のうち、ゴルフ用具を自ら携帯し、かつ、午前9時までに退場するものとする。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の指定)

**第52条** 総合振興局長等は、条例第46条の4第2項の規定による特別徴収義務者の指定を行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、別記第57号様式の3の2の通知書により、当該特別徴収義務者及び当該ゴルフ場の経営者に通知しなければならない。

**第53条** 削除

(ゴルフ場利用税の納入申告書)

**第54条** 条例第46条の6に規定する納入申告書は、別記第57号様式の4によるものとする。

(特別徴収義務者の登録)

**第55条** 条例第46条の7の規定による特別徴収義務者の登録及び法第84条第2項の証票の交付は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第46条の7第2項に規定する申請書は、別記第57号様式の3の3によるものとする。

3 法第84条第2項の規定によって交付する証票は、別記第57号様式の5によるものとする。

**第55条の2から第57条の2の2まで** 削除

(ゴルフ場利用税に係る更正等の通知書)

**第57条の3** 法第87条第4項の規定によるゴルフ場利用税に係る更正若しくは決定の通知、法第90条第6項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第91条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、別記第58号様式の2の5の通知書により行うものとする。

**第6節** 自動車取得税

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

(自動車取得税の修正申告書)

**第58条** 条例第54条第2項に規定する規則で定める修正申告書は、別記第61号様式の2によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
第58条 削除

(自動車取得税に係る北海道税収入証紙)

**第58条の2** 第67条から第67条の13まで及び第67条の15の規定は、自動車取得税に係る北海道税収入証紙について準用する。

注 平成31年10月1日から施行

(削る)

(自動車取得税の納付の方法)

**第58条の3** 条例第55条第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合は、別記第14号様式の3の納付書によって納付しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行

(削る)

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

**第58条の4** 条例第57条第1項の規定による自動車取得税の納税義務の免除の決定、同条第5項の規定による還付又は同条第6項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第57条第7項に規定する申請書及び申告書は、別記第61号様式の4によるものとする。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合は、別記第61号様式の5により申請をした者に通知しなければならない。

4 総合振興局長等は、第1項の規定により還付し、又は充当する場合は、別記第6号様式により申請をした者に通知しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行

(削る)

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

**第58条の5** 条例第58条第1項の規定による還付若しくは納付義務の免除の決定又は同条第2項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第58条第3項に規定する申請書は、別記第61号様式の6によるものとする。

3 前条第3項の規定は第1項の規定により納付義務の免除の決定をした場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。

注 平成31年10月1日から施行

(削る)

(自動車取得税の減免)

第58条の6 条例第59条の規定による自動車取得税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第59条の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請をした者に通知しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

第58条の7 条例第59条第1項第3号に規定する規則で定める障害を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別					
視覚障害		一級	二級	三級	四級		
聴覚障害		二級	三級				
平衡機能障害		三級	五級				
音声機能障害		三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）					
上肢不自由		一級	二級	三級			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級	二級	三級			
	移動機能	一級	二級	三級	四級	五級	六級
心臓機能障害		一級	三級	四級			
じん臓機能障害		一級	三級	四級			
呼吸器機能障害		一級	三級	四級			
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級	三級	四級			
小腸機能障害		一級	三級	四級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級	二級	三級	四級		
肝臓機能障害		一級	二級	三級	四級		

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2による重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度				
視覚障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症
上肢不自由	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	
聴覚障害	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症

平衡機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症 第四項症
音声機能障害	特別項症 第一項症 第二項症(これらの項症のうち、喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
心臓機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
じん臓機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
呼吸器機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
小腸機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症
肝臓機能障害	特別項症 第一項症 第二項症 第三項症

- (3) 都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第5項において同じ。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 条例第59条第1項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者（前項第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。）とする。
- (1) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 3 条例第59条第1項第4号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設及び児童心理治療施設
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設並びに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
  - (3) 生活保護法に規定する救護施設及び医療保護施設
  - (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
  - (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設
  - (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。）
  - (7) 前各号に掲げる施設に類する施設
- 4 条例第59条第1項第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）
  - (2) 公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）
  - (3) 公益財団法人北海道対がん協会
  - (4) 前3号に掲げる者に類する者
- 5 条例第59条第3項に規定する規則で定める書面は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応

じ、それぞれ同表の右欄に定める書面とする。

左 欄	右 欄
下肢又は体幹に障害を有し 歩行が著しく困難な者及び 第1項第1号に掲げる者	身体障害者手帳
第1項第2号に掲げる者	戦傷病者手帳
第1項第3号に掲げる者	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

**第58条の8** 条例第59条第1項第3号の自動車（自家用の自動車に限る。）の取得（同号の自動車の取得として同項の規定の適用を受けて自動車取得税の減免を受けた自動車を所有している場合における自動車の取得を除く。）に対しては、同号の自動車の取得として同項の規定による自動車取得税を減免するものとする。

2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車が当該自動車の取得の日から1月以内に損壊した場合における当該自動車の取得に対しては、条例第59条第1項第11号の自動車の取得として、同項の規定により自動車取得税を減免するものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

**第58条の9** 条例第59条第1項第9号の自動車の取得として同項の規定により自動車取得税を減免する場合において、当該取得に係る自動車が構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車以外のものであるときにおける減免額は、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者の利用に供するための構造の変更等に要した金額に条例第50条の税率を乗じて得た金額を限度とする。

2 条例第59条第1項第10号の自動車の取得として同項の規定により自動車取得税を減免する場合における減免額は、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者が運転するための構造の変更等に要した金額に条例第50条の税率を乗じて得た金額を限度とする。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

（自動車取得税に係る更正等の通知書）

**第58条の10** 法第129条第4項の規定による自動車取得税に係る更正若しくは決定の通知、法第132条第6項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第133条第5項の規定による自動車取得税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第62号様式の通知書により行うものとする。

2 条例第60条に規定する納付書は、別記第14号様式の3によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

(住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出)

**第58条の11** 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第57条第7項に規定する申請書若しくは申告書又は条例第58条第3項若しくは第59条第3項に規定する申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

(自動車取得税に係る調査の引継ぎ)

**第58条の12** 総合振興局長等は、自動車取得税に係る調査を要すると認める者の住所又は居所が所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する総合振興局又は振興局の長に当該調査を引き継ぐことができる。

2 前項の調査の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局の長は、当該調査を終えたときは、その結果を遅滞なく調査の引継ぎをした総合振興局長等に通知しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行  
(削る)

## 第6節の2 軽油引取税

注 平成31年10月1日から施行  
第6節 軽油引取税

(免税軽油譲渡の承認)

**第59条** 法第144条の3第3項の規定による免税軽油譲渡の承認は、総合振興局長等が行うものとする。

(仮特約業者の指定等)

**第59条の2** 法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定及び同条第3項の規定による仮特約業者の指定の取消しは、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により仮特約業者を指定したときは、別記第62号様式の2の通知書により、当該仮特約業者に通知しなければならない。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、別記第62号様式の2の2の通知書により、当該仮特約業者の指定を取り消された者に通知しな

ればならない。

#### (特約業者の指定等)

**第59条の3** 法第144条の9第1項の規定による特約業者としての指定を受けようとする者は、第2条の規定にかかわらず、総合振興局長等を経由して、総務省令第16号の29様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第144条の9第1項の規定により特約業者を指定したときは、別記第62号様式の2の3の通知書により、当該特約業者に通知しなければならない。

3 知事は、法第144条の9第3項、第5項本文又は第6項後段の規定により特約業者の指定を取り消したときは、別記第62号様式の2の4の通知書により、当該特約業者の指定を取り消された者に通知しなければならない。

#### (軽油引取税の特別徴収義務者の指定)

**第60条** 条例第61条の8第2項の規定による特別徴収義務者の指定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、別記第62号様式の3の通知書により、当該特別徴収義務者及び当該特別徴収義務者に係る元売業者又は特約業者に通知しなければならない。

#### (軽油引取税の保全担保の提供命令等)

**第60条の2** 法第144条の20の規定による担保の提供命令その他の処分は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により担保の提供を命ずるときは、別記第62号様式の4の軽油引取税保全担保提供命令書を発しなければならない。

3 第15条の2第4項の規定は、第1項の規定により担保を解除する場合について準用する。

#### (免税軽油の承認)

**第61条** 条例第61条の9第3項の規定による免税軽油の数量の承認は、総合振興局長等が行うものとする。

#### (特別徴収義務者の登録等)

**第62条** 条例第61条の10第3項の規定による特別徴収義務者の登録及び同条第5項又は第6項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の10第2項に規定する申請書は、別記第63号様式によるものとする。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第63号様式の2の通知書により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

4 条例第61条の10第4項の規定による申請は、別記第63号様式の3の申請書により行うものとする。

5 条例第61条の10第5項の登録の消除の申請は、別記第63号様式の4の申請書により行うものとする。

6 総合振興局長等は、第1項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、別記第63号様式の5の通知書により、当該消除に係る者に通知するものとする。

(特別徴収義務者としての証票の交付)

第62条の2 法第144条の16第1項の証票の交付は、総合振興局長等が行うものとする。

(免税軽油使用者証の交付)

第63条 条例第61条の11第1項から第3項までの規定による免税軽油使用者証の交付、同条第4項の規定による免税軽油使用者証の返納の命令及び同条第7項の規定による免税軽油使用者証の書換えは、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の11第6項の規定による免税軽油使用者証の有効期間は、総合振興局長等が定めるものとする。

(免税証の交付等)

第63条の2 条例第61条の12第6項の規定による免税証の交付及び同条第7項の規定による免税証の返納の命令は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により免税証を交付するときは、免税証の種類、記号番号及び枚数並びに免税軽油の数量を調査の上、別記第64号様式の免税証交付簿の所定事項を記載し、受領印を徴して、処理しなければならない。

3 条例第61条の12第10項の規定による免税証の有効期間の記入は、総合振興局長等が行うものとする。

(免税軽油使用者証及び免税証の返納命令)

第63条の3 総合振興局長等は、第63条第1項の規定により免税軽油使用者証の返納を命ずるとき、又は前条第1項の規定により免税証の返納を命ずるときは、別記第64号様式の2の免税軽油使用者証及び免税証返納命令書により、当該命令書を発した日から10日以内において返納の期限を定めて行わなければならない。

(法第144条の21第9項の通知)

第63条の4 総合振興局長等は、法第144条の21第9項の規定による申請に対して免税証を交付したときは、総務省令第16号の24様式の通知書を当該都府県知事に送付しなければならない。

(政令第43条の15第13項の届出書の写し)

第63条の5 総合振興局長等は、条例第61条の13の規定による届出書の提出をした者から当該届出書の写しの提出があったときは、これに受付印を押し、当該免税軽油使用者に返付するものとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限の延長)

第63条の6 条例第61条の14第2項の規定による期限の延長は、総合振興局長等が行うものとする。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等)

第64条 法第144条の30の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により、徴収不能額等の還付若しくは充当をするとき又



は納入義務の免除の決定をしたときは、別記第65号様式により申請した者に通知しなければならない。

**(軽油を返還した場合における措置)**

**第64条の2** 条例第61条の17の規定による納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の17第1項に規定する申請書は、別記第66号様式の2の2によるものとする。

**(免税軽油以外の軽油を引取後において免税用途に供した場合における措置)**

**第65条** 条例第61条の18の規定による軽油引取税額の納入の免除及び納入に係る軽油引取税額のうち免税用途の使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の18第1項に規定する申請書は、別記第66号様式の2の3によるものとする。

**(免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認)**

**第65条の2** 条例第61条の19の規定による免税用途に供した場合の承認は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の19第1項の申出は、別記第66号様式の2の4の申出書によるものとする。

3 条例第61条の19第2項に規定する承認書は、別記第66号様式の2の4によるものとする。

**(製造等の承認等)**

**第66条** 法第144条の32第2項の規定による承認は、総合振興局長等が行うものとする。

2 法第144条の32第1項第3号に係る承認を受けた者は、総務省令第8条の43第1項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けようとするときは、別記第66号様式の3の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総務省令第8条の44第4項ただし書の規定による記載の命令は、総合振興局長等が行うものとする。

**(軽油の引取りの報告命令)**

**第66条の2** 総務省令第8条の51第2項ただし書の規定による報告の命令は、総合振興局長等が行うものとする。

**(帳簿の記載命令)**

**第66条の2の2** 総務省令第8条の53第6項ただし書の規定による記載の命令は、総合振興局長等が行うものとする。

**(軽油引取税に係る更正等の通知書)**

**第66条の3** 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る更正若しくは決定の通知、法第144条の47第6項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第144条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金額の決定の通知は、別記第66号様式の4の通知書により行うものとする。

**(軽油引取税の減免)**

**第66条の4** 条例第61条の22の規定による軽油引取税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第61条の22の規定による軽油引取税の減免を受けようとする者は、別記第67号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**第7節 自動車税**

**注 平成31年10月1日から施行**

**(自動車税の課税免除)**

**第66条の5** 条例第63条第1項の規定による自動車税の課税免除は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条第2項に規定する申請書は、別記第70号様式によるものとする。

**(環境性能割の修正申告書)**

**第66条の6** 条例第63条の7第2項に規定する規則で定める修正申告書は、別記第67号様式の2によるものとする。

**(自動車税に係る北海道税収入証紙)**

**第67条** 北海道税収入証紙は、北海道税収入証紙表示計器(以下「証紙表示計器」という。)による印影を表示した証紙とする。

2 前項の証紙表示計器による印影は、別記第21号様式によるものとする。

**注 平成31年10月1日から施行**

**(環境性能割に係る北海道税収入証紙)**

**第67条** 環境性能割の納付に係る北海道税収入証紙は、北海道税収入証紙表示計器(次項並びに第67条の8第1項及び第67条の10第1項において「証紙表示計器」という。)による印影を表示した証紙とする。

2 略

**(証紙の売りさばき人等)**

**第67条の2** 北海道税収入証紙(以下この節において「証紙」という。)は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会(昭和36年4月1日に社団法人日本自動車販売協会連合会という名称で設立された法人をいう。以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 証紙の売りさばき所は、売りさばき人があらかじめ知事の承認を得て運輸支局の所在地ごとに設置した場所とする。

注 平成31年10月1日から施行

(証紙の売りさばき人等)

第67条の2 環境性能割の納付に係る北海道税収入証紙（以下この節において「証紙」という。）は、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（昭和36年4月1日に社団法人日本自動車販売協会連合会という名称で設立された法人をいう。以下「売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。

2 略

(売りさばき所の標示)

第67条の3 売りさばき人は、その売りさばき所に別記第21号様式の2の標札を掲示しなければならない。

(証紙の販売)

第67条の4 売りさばき人は、買受人の求めに応じ、申告書に表示した証紙の額面に相当する金額で売りさばかなければならない。

(証紙の無効)

第67条の5 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

(証紙の返還等)

第67条の6 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第67条第2項の規定による証紙の印影の様式を変更し、又は証紙を廃止したときは、この限りでない。

(売りさばき手数料)

第67条の7 証紙の売りさばきについては、売りさばき手数料として、毎月、売りさばき人が当該年度（4月にあつては、前年度）において指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）に払い込んだ売りさばき所ごとの証紙の売りさばき代金の累計額を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額から当該年度の5月から前月まで（4月にあつては、前年度の5月から3月まで）に交付した売りさばき手数料の累計額を控除した額に相当する金額を売りさばき人に交付する。

左 欄	右 欄
五億円以下の金額	1,000分の11.88
五億円を超え十億円以下の金額	1,000分の7.56
十億円を超える金額	1,000分の4.32

2 売りさばき人が売りさばき手数料の交付を受けようとするときは、売りさばき所ごとに別記第21号様式の3の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(売りさばき人の記帳義務)

第67条の8 売りさばき人は、証紙表示計器を使用する場所に別記第21号様式の4の表示記録簿（以下「記録簿」という。）を備え、毎日の証紙売りさばきの状況を記録しなければならない。

ならない。

2 記録簿は、毎年3月31日に閉鎖し、閉鎖後1年間保管しなければならない。

#### (売りさばきの報告等)

**第67条の9** 売りさばき人は、毎月5日までに売りさばき所ごとの前月中における証紙の売りさばき結果を別記第21号様式の5の報告書により総合振興局長等に報告しなければならない。この場合においては、記録簿を提示するものとする。

2 総合振興局長等は、前項の報告を受けたときは、その職員をして、当該報告の内容につき実地に検査をさせなければならない。

3 前項の検査のほか、総合振興局長等は、必要に応じ、証紙の売りさばき状況について検査を行うことができる。

#### (売りさばき代金の納入方法)

**第67条の10** 売りさばき人は、毎日、売りさばき所ごとに証紙表示計器に計示された証紙表示金額の累計額から前日までの累計額を控除した額に相当する金額を証紙の売りさばき代金として、別記第21号様式の6の納付書により、翌日正午までに、指定金融機関に払い込まなければならない。

2 前項の場合において売りさばきをしない証紙につき別記第21号様式の7の提出書に添えて総合振興局長等に提出したものがあるときは、当該証紙の額面に相当する金額を同項の売りさばき代金から控除して払い込むことができる。

#### (売りさばき人の名称等の変更)

**第67条の11** 売りさばき人は、その名称を改め、又は主たる事務所の所在地を変更したときは、速やかに別記第21号様式の8の届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

#### (売りさばき所の位置の変更)

**第67条の12** 売りさばき人は、売りさばき所の位置を変更しようとするときは、あらかじめ別記第21号様式の9の申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (売りさばき業務の廃止)

**第67条の13** 売りさばき人は、証紙の売りさばきの業務を廃止しようとするときは、廃止する日の30日前までに、別記第21号様式の10の届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

#### (自動車税の納税済印の印影)

**第67条の14** 条例第65条の2第4項の規定による納税済印の印影は、別記第7号様式の2によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
第67条の14 削除

(自動車税の消印)

第67条の15 条例第65条の2第5項に規定する規則で定める印は、別記第68号様式によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行

(環境性能割の消印)

第67条の15 条例第63条の8第3項に規定する規則で定める印は、別記第68号様式によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行

(環境性能割の納付の方法)

第67条の15の2 条例第63条の8第2項の規定により環境性能割額を納付する場合は、別記第14号様式の3の納付書によって納付しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第67条の15の3 条例第63条の10第1項の規定による環境性能割の納税義務の免除の決定、同条第5項の規定による還付又は同条第6項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の10第7項に規定する申請書及び申告書は、別記第68号様式の2によるものとする。

3 総合振興局長等は、第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合は、別記第68号様式の3により申請をした者に通知しなければならない。

4 総合振興局長等は、第1項の規定により還付し、又は充当する場合は、別記第6号様式により申請をした者に通知しなければならない。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第67条の15の4 条例第63条の11第1項の規定による納税義務の免除の決定、同条第2項の規定による還付又は同条第3項において準用する条例第63条の10第6項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の11第4項に規定する申請書は、別記第68号様式の4によるものとする。

3 前条第3項の規定は第1項の規定により納税義務の免除の決定をした場合について、同条第4項の規定は第1項の規定により還付し、又は充当する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第67条の15の5 条例第63条の12の規定による環境性能割の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条の12の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

第67条の15の6 条例第63条の12第1項第3号に規定する規則で定める障害を有する者

は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号による障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		一級から四級までの各級
聴覚障害		二級又は三級
平衡機能障害		三級又は五級
音声機能障害		三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		一級から三級までの各級
下肢不自由		一級から六級までの各級
体幹不自由		一級から三級までの各級又は五級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	一級から三級までの各級
	移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害		一級、三級又は四級
腎臓機能障害		一級、三級又は四級
呼吸器機能障害		一級、三級又は四級
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級、三級又は四級
小腸機能障害		一級、三級又は四級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級から四級までの各級
肝臓機能障害		一級から四級までの各級

- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。）のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2による重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3による障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症又は第一款症から第三款症までの各款症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

- (3) 都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。第5項において同じ。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 条例第63条の12第1項第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者（前項第1号又は第2号の規定に該当する者を除く。）とする。
- (1) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 3 条例第63条の12第1項第4号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設及び児童心理治療施設
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う施設並びに同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
  - (3) 生活保護法に規定する救護施設及び医療保護施設
  - (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
  - (5) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター及び盲導犬訓練施設
  - (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項第10号に規定する事業を行うものに限る。）
  - (7) 前各号に掲げる施設に類する施設
- 4 条例第63条の12第1項第5号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会（昭和37年1月17日に財団法人北海道肢体不自由児福祉協会という名称で設立された法人をいう。）
  - (2) 公益財団法人結核予防会（昭和14年5月22日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。）
  - (3) 公益財団法人北海道対がん協会
  - (4) 前3号に掲げる者に類する者
- 5 条例第63条の12第2項に規定する規則で定める書面は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書面とする。

第1項第1号に掲げる者	身体障害者手帳
第1項第2号に掲げる者	戦傷病者手帳
第1項第3号に掲げる者	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

**第67条の15の7** 条例第63条の12第1項第3号の自動車（自家用の自動車に限る。）に対しては、同号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免するものとする。ただし、同号の自動車として同項の規定による環境性能割の減免を受けた自動車を所有している場合において自動車を取得した場合は、この限りでない。

2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車が当該自動車の取得の日から1月以内に損壊した場合における当該自動車に対しては、条例第63条の12第1項第11号の自動車として、同項の規定により環境性能割を減免するものとする。

**第67条の15の8** 条例第63条の12第1項第9号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免する場合において、当該自動車が構造上専ら身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車以外のものであるときにおける減免額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者の利用に供するための構造の変更等に要した金額に条例第63条の3の税率を乗じて得た金額を限度とする。

2 条例第63条の12第1項第10号の自動車として同項の規定により環境性能割を減免する場合における減免額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、身体障害者が運転するための構造の変更等に要した金額に条例第63条の3の税率を乗じて得た金額を限度とする。

**（環境性能割に係る更正等の通知書）**

**第67条の15の9** 法第168条第4項の規定による環境性能割に係る更正若しくは決定の通知、法第171条第6項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第172条第5項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、別記第68号様式の5の通知書により行うものとする。

（住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出）

**第67条の15の10** 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第63条の10第7項に規定する申請書若しくは申告書又は条例第63条の11第4項若しくは第63条の12第2項に規定する申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

**（環境性能割に係る調査の引継ぎ）**

**第67条の15の11** 総合振興局長等は、環境性能割に係る調査を要すると認める者の住所又は居所が所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する総合振興局又は振興局の長に当該調査を引き継ぐことができる。

2 前項の調査の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局の長は、当該調査を終えたときは、その結果を遅滞なく調査の引継ぎをした総合振興局長等に通知しなければならない。

**（種別割に係る北海道税収入証紙）**

**第67条の15の12** 第67条から第67条の13まで及び第67条の15の規定は、種別割の払込みに係る北海道税収入証紙について準用する。

**（種別割の納税済印の印影）**

**第67条の15の13** 条例第65条の2第4項の規定による納税済印の印影は、別記第7号様式



の2によるものとする。

(自動車税の賦課徴収に関する報告)

第67条の16 条例第66条第2項の規定による売主に対する請求は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第66条第2項に規定する請求を受けた売主は、別記第69号様式の報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行

(種別割の賦課徴収に関する報告)

第67条の16 略

(自動車税の課税免除)

第67条の17 条例第63条第2項の自動車に係る同条の規定による自動車税の課税免除は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第63条第3項に規定する申請書は、別記第70号様式によるものとする。

第67条の18 削除

注 平成31年10月1日から施行

第67条の17及び第67条の18 削除

(クレーン車等に係る自動車税の税率の適用)

第67条の19 クレーン車又はレッカー車についての条例第64条第1項第4号オの規定の適用については、クレーン車又はレッカー車に係る次の表の左欄に掲げるつり上げ荷重をトラックに係る同表の右欄に掲げる最大積載量とみなして同項第2号ア又はイに定める額を適用する。

つり上げ荷重	最大積載量
1トン以下	1トン
1トン超2トン以下	2トン
2トン超3トン以下	3トン
3トン超4トン以下	4トン
4トン超5トン以下	5トン
5トン超6トン以下	6トン
6トン超7トン以下	7トン
7トン超8トン以下	8トン
8トン超9トン以下	9トン
9トン超10トン以下	10トン
10トン超11トン以下	11トン
11トン超12トン以下	12トン

12トン超14トン以下	13トン
14トン超16トン以下	14トン
16トン超18トン以下	15トン
18トン超20トン以下	16トン
20トン超	17トン

- 2 クレーン用の台車については、つり上げ荷重が20トン超のクレーン車とみなして前項の規定を適用する。

注 平成31年10月1日から施行

(クレーン車等に係る種別割の税率の適用)

第67条の19 略

2 略

(自動車の売主の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の申告等)

第67条の20 法第11条の9第2項の規定による自動車の売主の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の認定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第67条の2の規定による申告書は、別記第71号様式によるものとする。

(自動車税に係る証明書の交付)

第68条 条例第69条の2の規定による証明書の交付は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 前項のほか、条例第69条の2の規定による証明書の交付の請求が第1条第6号に規定する総合振興局長等以外の総合振興局又は振興局の長になされた場合において、当該総合振興局又は振興局の長は、当該請求に係る事項を確認することができるものについて、当該証明書を交付することができるものとする。
- 3 条例第69条の2の規定による証明書の交付の請求は、別記第6号様式の6の自動車税納税証明書交付請求書によりしなければならない。
- 4 条例第69条の2の規定による証明書は、別記第6号様式の7によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行

(種別割に係る証明書の交付)

第68条 略

2 略

- 3 条例第69条の2の規定による証明書の交付の請求は、別記第6号様式の6の自動車税種別割納税証明書交付請求書によりしなければならない。

4 略

(自動車税の減免)

第68条の2 条例第67条の3から第68条までの規定による自動車税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第67条の3から第68条までの規定により自動車税の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

- 3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**注 平成31年10月1日から施行  
(種別割の減免)**

**第68条の2** 条例第67条の3及び第68条の規定による種別割の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第67条の3及び第68条の規定により種別割の減免を受けようとする者は、別記第70号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 略

**第68条の3** 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車に損害を受けた場合において、当該自動車の損害額が当該自動車に係る条例第64条に規定する自動車税の税率の額（次項において「税額」という。）を超える場合は、条例第67条の3第1項の規定により、自動車税を減免するものとする。

- 2 前項の場合における減免額は、当該自動車に係る自動車税の税額の2分の1に相当する金額を限度とする。

**注 平成31年10月1日から施行**

**第68条の3** 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車に損害を受けた場合において、当該自動車の損害額が当該自動車に係る条例第64条に規定する種別割の税率の額（次項において「税額」という。）を超える場合は、条例第67条の3第1項の規定により、種別割を減免するものとする。

- 2 前項の場合における減免額は、当該自動車に係る種別割の税額の2分の1に相当する金額を限度とする。

**第68条の3の2** 条例第67条の4第1項第4号の規則で定める施設は、第58条の7第3項に規定する施設とする。

- 2 条例第67条の4第1項第5号の規則で定める者は、第58条の7第4項に規定する者とする。

- 3 条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面は、第58条の7第5項に規定する書面とする。

**注 平成31年10月1日から施行**

**第68条の3の2** 条例第67条の4第1項第4号の規則で定める施設は、第67条の15の6第3項に規定する施設とする。

- 2 条例第67条の4第1項第5号の規則で定める者は、第67条の15の6第4項に規定する者とする。

- 3 条例第67条の4第2項後段の規則で定める書面は、第67条の15の6第5項に規定する書面とする。

**第68条の4** 条例第68条第1項に規定する規則で定める自動車販売業者は、次に掲げる要件の全てに該当する自動車販売業者とする。

- (1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - (2) 自動車税に係る徴収金について滞納していないこと及び当該年度の自動車税について納期限までに納付していること。
  - (3) 道税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。
  - (4) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- 2 条例第68条第1項に規定する規則で定める自動車は、次に掲げる要件の全てに該当する自動車とする。
- (1) 自動車登録ファイルに当該自動車販売業者が所有者及び使用者として登録等をされているものであること。
  - (2) 一般財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項第3号において同じ）により商品である旨の証明がされているものであること。
- 3 条例第68条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 古物営業法第5条第2項の許可証の写し
  - (2) 当該自動車に係る当該年度の自動車税納税通知書の写し
  - (3) 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する当該自動車に係る商品である旨の証明書
  - (4) 賦課期日後申請時まで当該自動車の販売等をした場合は、当該事実を証する書類

**注 平成30年4月1日から施行**

**第68条の4** 条例第68条第1項に規定する規則で定める自動車販売業者は、次に掲げる要件の全てに該当する自動車販売業者とする。

(1)～(3) 略

(4) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

2及び3 略

**注 平成31年10月1日から施行**

**第68条の4** 条例第68条第1項に規定する規則で定める自動車販売業者は、次に掲げる要件の全てに該当する自動車販売業者とする。

(1) 略

(2) 種別割に係る徴収金について滞納していないこと及び当該年度の種別割について納期限までに納付していること。

(3)及び(4) 略

2 略

3 条例第68条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 略

(2) 当該自動車に係る当該年度の自動車税種別割納税通知書の写し

(3)及び(4) 略

(住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出)

**第68条の5** 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第63条第3項に規定する申請書、条例第67条の2に規定する申告書又は条例第67条の3第2項、第67条の4第2項若しくは第68条第2項に規定する申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

注 平成31年10月1日から施行

(住所地等を所管する総合振興局又は振興局の長経由による申請書等の提出)

**第68条の5** 総合振興局等の所管区域内に住所又は居所を有しない者が、条例第63条第2項に規定する申請書、条例第67条の2に規定する申告書又は条例第67条の3第2項、第67条の4第2項若しくは第68条第2項に規定する申請書を総合振興局長等に提出する場合は、その住所又は居所の存する地を所管する総合振興局又は振興局の長を経由してすることができる。

(自動車税に係る調査の引継ぎ)

**第68条の6** 総合振興局長等は、自動車税に係る調査を要すると認める者の住所又は居所がその所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する総合振興局又は振興局の長に当該調査を引き継ぐことができる。

2 前項の調査の引継ぎを受けた総合振興局又は振興局の長は、当該調査を終えたときは、その結果を遅滞なく調査の引継ぎをした総合振興局長等に通知しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行

(種別割に係る調査の引継ぎ)

**第68条の6** 総合振興局長等は、種別割に係る調査を要すると認める者の住所又は居所がその所管区域外にあるときは、当該調査を要すると認める者の住所又は居所を所管する総合振興局又は振興局の長に当該調査を引き継ぐことができる。

2 略

(自動車税に係る徴収の引継ぎの特例)

**第68条の7** 総合振興局長等は、自動車の主たる定置場の所在地が所管区域外にあるときは、当該自動車の自動車税に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、自動車の主たる定置場の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長に徴収の

引継ぎをするものとする。

**注 平成31年10月1日から施行  
(種別割に係る徴収の引継ぎの特例)**

**第68条の7** 総合振興局長等は、自動車の主たる定置場の所在地が所管区域外にあるときは、当該自動車の種別割に係る徴収金については、第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、自動車の主たる定置場の所在地を所管する総合振興局又は振興局の長に徴収の引継ぎをするものとする。

**第8節 鉾区税**

**(鉾区税に係る証明書の交付)**

**第69条** 条例第74条の2の規定による証明書の交付は、総合振興局長等が行うものとする。

2 前項のほか、条例第74条の2の規定による証明書の交付の請求が第1条第6号に規定する総合振興局長等以外の総合振興局又は振興局の長になされた場合において、当該総合振興局又は振興局の長は、当該請求に係る事項を確認することができるものについて、当該証明書を交付することができるものとする。

3 条例第74条の2の規定による証明書の交付の請求は、別記第6号様式の6の鉾区税納税証明書交付請求書によりしなければならない。

4 条例第74条の2の規定による証明書は、別記第6号様式の7によるものとする。

**(鉾区税の減免)**

**第69条の2** 条例第74条の3の規定による鉾区税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 条例第74条の3の規定により鉾区税の減免を受けようとする者は、別記第72号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

**第9節 道固定資産税**

**(大規模の償却資産の指定通知)**

**第70条** 法第742条第1項及び同条第3項の規定による通知は別記第73号様式、同条第2項の規定による通知は別記第73号様式の2の通知書によるものとする。

**(大規模の償却資産の価格等の決定等の通知)**

**第70条の2** 法第743条第1項及び第2項の規定による通知は、別記第73号様式の3の通知書によるものとする。

**第3章 削除**

**第71条から第83条まで 削除**

## 第4章 電子計算機を使用して作成する道税関係帳簿の保存方法等の特例

### (電磁的記録の保存等の承認)

第84条 法第748条、法第749条各項、条例第124条並びに条例第125条第1項及び第2項の規定による承認は、総合振興局長等が行うものとする。

### (道税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第85条 条例第124条の承認を受けている同条に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者（以下この章において「ゴルフ場利用税の特別徴収義務者」という。）は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている同条に規定する道税関係帳簿（以下この章において「道税関係帳簿」という。）に係る同条に規定する電磁的記録（以下この章において「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。

- (1) 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この章において同じ。）に関するシステムをいう。以下この章において同じ。）を使用すること。
  - ア 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
  - イ 当該道税関係帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。
- (2) 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該道税関係帳簿に関連する道税関係帳簿（以下この号において「関連道税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連道税関係帳簿が、条例第124条又は条例第125条第1項若しくは第2項の承認を受けているものである場合には、当該関連道税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下この章において「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- (3) 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が開発したプログラム（条例第126条第1項に規定するプログラムをいう。以下この項及び第87条第2項において同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。
  - ア 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
  - イ 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
  - ウ 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
  - エ 当該道税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）
- (4) 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の

電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

(5) 当該道税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

ア 利用年月日、利用料金、利用人員その他の道税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。

イ 日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ウ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。

### （道税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

**第86条** 条例第125条第1項の承認を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前条各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている条例第124条に掲げる道税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の道税関係帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該道税関係帳簿に係る電磁的記録（前条第1号ア及びイに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印

(ロ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、道税関係帳簿の種類、利用年月日その他の日付けを特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

(3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。

(4) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場合に、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。）B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

(5) 当該道税関係帳簿の保存期間（道税に関する条例の規定により道税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該道税関係帳簿に係



る道税の法定納期限（法第11条の4第1項に規定する法定納期限をいう。）後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前条第4号及び第5号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号に規定する機能に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

- 2 条例第125条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 条例第124条の承認を受けている条例第126条第2項に規定する道税関係帳簿（以下この章において「道税関係帳簿」という。）の全部又は一部について、その保存期間（道税に関する条例の規定により道税関係帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。以下この項において同じ。）のうち条例第129条において準用する条例第126条第1項の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合
  - (2) 条例第124条の承認を受けている道税関係帳簿の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合
- 3 第1項の規定は、条例第125条第2項の承認を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該承認を受けている道税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

#### （電磁的記録による保存等の承認の申請等）

**第87条** 条例第126条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地
  - (2) 申請に係る道税関係帳簿の保存場所
  - (3) 条例第126条第1項に規定する備付けを開始する日
  - (4) 条例第126条第1項ただし書の規定により提出する申請書である場合には、同項ただし書に規定する設立の日
  - (5) 申請に係る道税関係帳簿の全部又は一部が、条例第127条第1項の規定による届出書を提出し、又は条例第128条第2項の規定による通知を受けたことのあるものである場合には、その旨及び当該届出書を提出し、又は当該通知を受けた年月日
  - (6) 申請者が、第85条に規定する要件を満たすためにとろうとする措置
  - (7) その他参考となるべき事項
- 2 条例第126条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類（申請に係る道税関係帳簿に係る電子計算機処理に申請者が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、第1号に掲げる書類を除く。）とする。
    - (1) 申請に係る道税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
    - (2) 申請に係る道税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
    - (3) 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
  - 3 法第750条第2項（法第754条において準用する場合を含む。）及び条例第126条第2項（条

例第129条において準用する場合を含む。)の規定による申請の却下の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

**(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)**

**第88条** 条例第127条第1項に規定する者は、同項に規定する電磁的記録に係る承認済道税関係帳簿の全部又は一部について、条例第124条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した条例第127条第1項の届出書を総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (2) 届出に係る道税関係帳簿の保存場所
- (3) 届出に係る道税関係帳簿について条例第124条の承認を受けた年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日
- (4) 電磁的記録による備付け及び保存をやめようとする道税関係帳簿の種類及びそのやめようとする理由
- (5) その他参考となるべき事項

2 条例第127条第2項に規定する者は、同項に規定する申請書に記載した事項(道税関係帳簿の種類を除く。)の変更をしようとする場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を記載した同項の届出書を総合振興局長等に提出しなければならない。この場合において、当該変更が当該申請書に添付した書類に係るものであるときは、当該書類に当該変更をしようとする内容を記入して、当該届出書に添付するものとする。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (2) 届出に係る道税関係帳簿の保存場所
- (3) 届出に係る道税関係帳簿について条例第124条の承認を受けた年月日又は当該承認があったものとみなされた年月日
- (4) 変更をしようとする事項及び当該変更の内容
- (5) その他参考となるべき事項

**(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請の却下)**

**第89条** 法第752条第2項の規定による申請の却下の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

**(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)**

**第90条** 第87条及び第88条の規定は、条例第129条において準用する条例第126条から第128条までの規定を適用する場合について準用する。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、この附則において特別の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第4条の法人を除く。)の道民税に関する部分は昭和29年4月1日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和29年1月1日の属する事業年度分から、道固定資産税に関する部分は昭和30年度分から、その他の部分(娯楽施設利用税に関する部分を除く。)は昭和29年度分から適用する。
- 3 娯楽施設利用税に関する改正規定は、昭和29年8月1日から適用する。

- 4 この規則第43条から第49条までの規定は、建築された家屋に対して課する不動産取得税については、昭和29年7月1日から適用する。
- 5 昭和28年度分以前の道税（法人の行う事業に対する事業税にあつては昭和29年1月1日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場税にあつては、入場税法〔昭和29年法律第96号〕施行の日の前日以前の分、娯楽施設利用税にあつては、昭和29年7月31日以前の分、遊興飲食税にあつては、昭和29年6月30日以前の分）については、なお、従前の例による。
- 6 この規則施行前にした手続その他の行為は、この規則によってした手続その他の行為とみなす。
- 7 条例附則第7条の3第1項に規定する住宅又は土地の取得が第49条の7第1項に規定する不動産の取得に該当する場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「条例第44条の税率」とあるのは、「条例附則第7条の3第1項の税率」とする。
- 8 法附則第11条の4第1項又は第4項の規定による減額の決定及び条例附則第7条の4第2項若しくは第5項において準用する条例第44条の10第1項の規定による還付又は条例附則第7条の4第2項若しくは第5項において準用する条例第44条の10第3項において準用する条例第44条の2第9項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

**注 平成30年4月1日から施行**

- 8 法附則第11条の4第1項又は第4項の規定による減額の決定及び条例附則第7条の4第2項若しくは第5項において準用する条例第44条の10第1項の規定による還付又は条例附則第7条の4第2項若しくは第5項において準用する条例第44条の10第3項において準用する条例第44条の2第10項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。
- 9 条例附則第7条の4第1項及び第4項に規定する申請書は、別記第54号様式に準じて作成するものとする。
- 10 第48条及び第49条の2第2項の規定は、条例附則第7条の4第2項又は第5項において準用する条例第44条の8第2項又は第44条の10第2項の規定により申告し、又は申請する場合について準用する。この場合において、第48条中「の申告書」とあるのは「に準じて作成する申告書」と、第49条の2第2項中「による」とあるのは「に準じて作成する」と読み替えるものとする。
- 11 第43条の2第3項及び第49条の規定は、附則第8項の規定により還付し、若しくは充当する場合又は減額の決定をした場合について準用する。
- 12 第14条第3項及び第14条の3の規定は、法附則第11条の4第2項又は第5項において準用する法第73条の25第3項及び第73条の26第2項において準用する法第15条の2の2又は第15条の3第3項の規定により徴収猶予の承認若しくは不承認の通知をし、又は徴収猶予の取消しの通知をする場合について準用する。
- 13 法附則第12条第1項の規定による徴収猶予の承認又は不承認の決定は、総合振興局長等が行うものとする。
- 14 条例附則第8条第1項に規定する申請書は、附則別記第1号様式によるものとする。
- 15 条例附則第8条第2項に規定する書類は、附則別記第1号様式の2によるものとする。
- 16 条例附則第8条第3項に規定する届出書は、附則別記第2号様式によるものとする。
- 17 法附則第12条第3項の規定による免除の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 18 条例附則第8条第4項に規定する届出書は、附則別記第3号様式によるものとする。
- 19 条例附則第8条の2に規定する規則で定めるバスは、その取得に関して地方バス路線維持のための国又は道の補助を受ける一般乗合用のバス（道の補助を受け、かつ、国の補助を受けない場合は、道の補助の対象期間においてその経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者が取得したものに限る。）で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるバス路線の運行の用に供されるものとする。
- 20 条例附則第8条の2の2第1項の規定の適用がある場合における第58条の9の規定の適用については、同条中「第50条」とあるのは、「附則第8条の2の2第1項」とする。
- 21 条例附則第8条の2の4第13項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
- (1) 条例附則第8条の2の4第1項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合次に掲げる事項（同条第1項第1号から第3号まで又は第7号アに掲げる場合にあつては、ウからカまでに掲げる事項を除く。）
- ア 条例附則第8条の2の4第1項から第5項までの規定の適用を受けようとする旨
- イ 自動車の取得価額
- ウ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）
- エ 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）
- オ 内燃機関の燃料の種類
- カ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第15条第8号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。第3号ウにおいて同じ。）、変速装置の方式及び構造
- (2) 条例附則第8条の2の4第6項から第8項までの規定の適用を受けようとする場合次に掲げる事項
- ア 条例附則第8条の2の4第6項から第8項までの規定の適用を受けようとする旨
- イ 自動車の取得価額
- ウ 乗車定員
- (3) 条例附則第8条の2の4第9項から第12項までの規定の適用を受けようとする場合次に掲げる事項（同条第9項第2号及び第3号、第10項並びに第11項第3号及び第4号に掲げる自動車にあつては、エに掲げる事項を除く。）
- ア 条例附則第8条の2の4第9項から第12項までの規定の適用を受けようとする旨
- イ 自動車の取得価額
- ウ 自動車の車両総重量
- エ 乗車定員
- 22 前項第1号ウからカまで（条例附則第8条の2の4第1項から第5項までの規定の適用を受けようとする自動車がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第15条第1号の乗用自動車である場合にあつては、前項第1号ウからオまで）、前項第2号ウ又は同項第3号ウ及びエに掲げる事項は、当該自動車に係る条例第53条若しくは第54条第1項の規定により提出された申告書又は当該申告書の提出以後に同条第2項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、

記載を省略することができる。

注 平成31年10月1日から施行  
附則第19項から第22項までを削る。

- 23 条例附則第8条の3に規定する一般乗合用のバスとして規則で定めるものは、当該年度の自動車税の賦課期日において、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、知事が決定した地方バス路線維持に係る計画において定められたバス路線で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるもの（以下この項において「生活路線」という。）の運行の用に供される一般乗合用のバスのうち、当該年度の前年度において国又は道の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下この項において「地方乗合バス事業者」という。）の当該年度の前年度の補助の対象となった期間において生活路線の運行の用に供された一般乗合用のバスの数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となった期間の日数を365（当該年度の前年度の補助の対象となった期間が閏年の前年の10月1日から閏年の9月30日までの間である場合は、366。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）と、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスの総数に、当該地方乗合バス事業者の当該年度の前年度の補助の対象となった期間における生活路線に係る走行キロ数を当該地方乗合バス事業者の同期間における全路線に係る走行キロ数で除して得た数を乗じて得た数に、当該年度の前年度の前年度の補助の対象となった期間の日数を365で除して得た数を乗じて得た数（当該得た数に1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）のいずれか小さい方の数に達するまで、当該地方乗合バス事業者が当該年度の自動車税の賦課期日において所有する一般乗合用のバスごとに、当該バスの当該年度の4月1日から同月7日までの期間における生活路線に係る走行キロ数を当該バスの同期間における全路線の走行キロ数で除して得た割合（当該得た割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した数とする。）の高いものから順次総合振興局長等が認めるものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
19 略

- 24 条例附則第8条の3の規定による自動車税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
20 略

- 25 条例附則第8条の3第2項の申請書は、附則別記第4号様式によるものとする。

注 平成31年10月1日から施行  
21 略

26 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

注 平成31年10月1日から施行

22 略

27 条例附則第8条の4第1項又は第3項から第6項までの規定の適用がある場合における第68条の3第1項の規定の適用については、同項中「第64条」とあるのは「第64条（条例附則第8条の4第1項又は第3項から第6項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。

注 平成31年10月1日から施行

23 条例附則第8条の4第1項の規定の適用がある場合における第68条の3第1項の規定の適用については、同項中「第64条」とあるのは「第64条（条例附則第8条の4第1項又は第3項から第6項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と読み替えるものとする。

28 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第49条の7第1項第1号に規定する天災その他の災害により不動産が滅失し、又は損壊した場合において、同条第2項第1号に規定する被害直前の価格及び被害直後の価格中に法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第49条の7第2項第1号の規定の適用については、同号中「被害直前の価格」とあるのは「被害直前の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」と、「被害直後の価格」とあるのは「被害直後の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

注 平成31年10月1日から施行

24 略

29 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に第49条の7第1項第14号に規定する清算金に係る換地処分があった場合において、同条第2項第6号に規定する移転等対象不動産の価格中に法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第49条の7第2項第6号の規定の適用については、同号中「移転等対象不動産の価格」とあるのは、「移転等対象不動産の価格（当該価格のうち法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額）」とする。

注 平成31年10月1日から施行

25 略

30 第6条第1項の規定については、当分の間、同項中「地方消費税（貨物割に限る。）」と

あるのは、「地方消費税」とする。

注 平成31年10月1日から施行

26 略

- 31 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号。以下「暫定措置法」という。）第16条第2項又は第3項の規定による納付は、総合振興局長等が行うものとする。
- 32 暫定措置法第16条第2項又は第3項の規定により納付する場合には、別記第6号様式に準じて作成した通知書によりこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知するものとする。

注 平成31年10月1日から施行

附則第31項及び第32項を削る。

- 33 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第49条の7第1項の規定を適用する。

注 平成31年10月1日から施行

27 略

附則別記様式 略

別記様式 略